

香川労働局説明資料

令和 7 年 1 月 15 日

働き過ぎをなくすという課題は、使用者（経営者）の取組はもとより、労働者の協力のほか、取引先事業主や消費者・発注者である県民一人ひとりが、「商品やサービスの提供には、働く人の長時間労働に支えられているものがある」ことを理解してもらう必要



- 香川働き方改革推進会議において**全員参加による**働き過ぎのない香川県を目指して「**香川働き方改革共同宣言**」を実施（2023年10月19日）
- 取引先の事業者などに長時間労働を生じさせないよう、①**産業界における商慣行の見直し**や②**県民の協力**などを促していくことを確認



香川働き方改革共同宣言の様子

【共同宣言 署名者】

日本労働組合総連合会 香川県連合会 会長
香川県経営者協会 会長
香川県商工会議所連合会 会長
香川県商工会連合会 会長
香川県中小企業団体中央会 会長
（一社）香川労働基準協会 会長
香川県社会保険労務士会 会長
香川県知事
四国経済産業局 地域経済部長
香川労働局長

関係機関と協働・連携し、2024年4月から時間外労働の上限規制が適用された建設業・ドライバー・医師をはじめ、全ての働く人の働き方改革を推進

1 業界団体や事業主への要請

取引先事業主等による対応を要請：

- ▶荷主企業や事業主団体
 - 2023年10月
 - 2024年9月（他労働局・運輸局・公取と合同）
- ▶建設工事発注の多い主要企業等
 - 地方整備局長と合同（県、公取同席）
 - 2024年8月6日
- ▶旅行業界（バス等業者に発注）
 - 2024年9月（香川運輸支局と合同）

2 チラシやHPの作成

取引先事業主に対応を求めるチラシ・特設ページ（HP）を作成

荷主等事業主 各位

物流を支える環境整備の推進について（周知）

平素から各行政分野の運営について、格別のご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から自動車運転者の時間外労働について適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しております。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性が有ります。

政府においては、昨年設置しました「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において「物流革新に向けた政策パッケージ」、「物流革新緊急パッケージ」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定し、それらを順次実行するなど、様々な施策に取り組んでおりますが、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者が一体となった取組が不可欠です。

こうした中、政府においては、昨年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、本年3月に新たな標準的運賃を告示するとともに、本年4月からは改正労働基準法等が適用されており、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主におかれましては、社内関係部門に次の事項が周知されるよう改めてお願いいたします。

- 1 時間外労働の上限を規定する改正労働基準法や改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の概要
- 2 2024年3月に新たに告示した標準的運賃の内容
- 3 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(2023年11月策定)、独占禁止法上の物流特殊指定や優越的地位の濫用規制の内容
- 4 荷主企業による取組事例

令和6年9月

徳島労働局長
香川労働局長
愛媛労働局長
高知労働局長
四国運輸局長
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所長



農林水産業、製造業、卸・小売業、建設業など
様々な業種の荷主となる事業主の方へ

厚生労働省 香川労働局

トラック運転手の荷待ち時間の解消などが必要です
～ガイドラインに基づき物流を適正化・効率化しましょう～

建設工事を発注する企業等の皆様へ

厚生労働省 香川労働局

労働時間規制を踏まえた余裕のある工期設定をお願いします

事業主の皆さまへ

厚生労働省 香川労働局

取引先の事業者等に長時間労働を生じさせていませんか？
～残業の多い建設業・ドライバー・医師も残業規制が始まりました～

事業主は、取引先事業主などに長時間労働を生じさせないよう取引上配慮に努めることが義務付けられています。また、全ての事業主は、労働基準法に基づく時間外労働の上限時間を超えて労働者に仕事をさせることができません。

(2024.4更新)

性がある時間が長役作業な。と協力し

と、建設業に率の引上げ、

る工事等に、こうしたります。

の長時間労働し、本改

性がある時間が長役作業な。と協力し

ドライン

省・国土交通省) 経済産業業者が早

こと、物

3 長時間労働の削減等に積極的な企業への訪問

取引先の長時間労働削減に取り組む企業を労働局長が訪問し、事例をHP等で紹介

- ▶ 荷主企業 (2023年11月)
 - 香川運輸支局や四国経済産業局と訪問
- ▶ 建設工事の発注者と受注者 (2024年11月)
 - 四国地方整備局と訪問



帝国製菓 (株) での見学の様子



「高松自動車道 高松西IC～大野原IC間耐震補強工事 (その2)」での見学の様子



4 取引先事業主等に対する説明会

取引先事業主等に対する説明会を実施

- ▶ 公共工事発注機関 (2024年2月9日)
 - 四国地方整備局と合同
 - 香川のほか愛媛・徳島の市町村も対象
- ▶ 荷主企業 (2024年2月28日)
 - 四国経済産業局、中国四国農政局、四国運輸局との4者で主催 (公取四国支所も講演)

荷主企業等向け

物流の「2024年問題」に関する説明会

物流分野では、担い手不足等の様々な課題があり、本年4月から、トラックドライバーの長時間労働の改善のため、年間の拘束時間をこれまでの35.16時間から最大でも4.00時間とする規制等が起きます。一方、ドライバー1人当たりの労働時間が短くなり、荷も対策を講じないと、2024年度には14%もの輸送力不足が懸念される「2024年問題」に直面しています。

本説明会では、荷主企業が、荷も対策を講じなければ物流が停滞しかねない状況について理解を深め、適切な危機感の下、具体的な対策を行えるよう、荷主企業に求められる取組や支援策などを各関係行政機関から紹介いたします。

- 1.開催日時 令和6年2月28日(水) 14:00~16:00
- 2.開催場所 高松サポート合同庁舎 南101大会議室
ある他の事業主等も参加可能です。
- 3.対象者 荷主となる企業 (行政機関や金融機関など御興味ある他の事業主等も参加可能です)
- 4.説明内容 (予定)
 - ・改正労働基準法等のポイントについて
 - ・物流の2024年問題への対応について 等 (荷主企業に求められる取組、行政による支援策等) ※各行政機関から説明を行います
- 5.申込方法 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト <https://www.rokudojokokuetsu.senkei.mhlw.go.jp/> の「香川労働局」を選択してお申込みください。

【申込切】2月25日(日) ※定員(800名)に達した場合は、締め切ることがあります

※お車の場合、サポート高松地下駐車場など付近の有料駐車場をご利用ください。無料の駐車場はありません。

※付券1席の都合受付での入館手続は不要です。本説明会場の受付に直接お越しください。

※お申し込みにより得られた個人情報は厳重に管理し、参加の可否確認等、申込者への連絡を行う場合に限り利用いたします。企業情報は今後の周知等施策の参考にいたします。

【問合せ先】香川労働局 監督課 087-811-8918
※お問い合わせの可否によっては、受付サイトの運営委託先を案内する場合があります

経済産業省 四国経済産業局 MAFF 中国四国農政局 四国運輸局 香川労働局

公共工事発注担当者向け

時間外労働の上限規制適用に伴う対応に関する説明会

改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が、本年4月から建設業においても適用されます。

改正法の適用後において、建設事業者が公共工事において法を遵守できる条件を整えないと、工期が遅れざるを得なくなったり、入札が不調・不落に終わったりすることも懸念されます。

本説明会では、改正法の適用に伴い、発注者の立場としてどのような具体的な対応を行うべきか、市町村等の公共工事発注機関において検討する際の参考として、国発注工事の取組等を紹介いたします。

- 1.開催日時 ①令和6年2月9日(金) 10:00~12:00
②令和6年2月9日(金) 13:30~15:30
※2回とも同じ内容です。ご都合の良い日時をお申込みください。
- 2.対象者 市町村の公共工事発注担当部署の職員の方
※公営企業等の方も参加可能です。
- 3.説明内容 (予定)
 - ・改正労働基準法について
 - ・公共発注工事における国の取組について 等 ※労働局と整備局の各関係部署から説明を行います
- 4.開催形式 Microsoft Teams (Teamsは無料で使用可)
- 5.申込方法 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト <https://www.rokudojokokuetsu.senkei.mhlw.go.jp/> の「香川労働局」を選択してお申込みください。

【申込切】2月7日(水)

【問合せ先】香川労働局 監督課 087-811-8918
※お問い合わせの可否によっては、受付サイトの運営委託先を案内する場合があります

国土交通省 四国地方整備局 厚生労働省 香川労働局

1 「3つのしない配慮」を提唱・啓発

働く人の長時間労働防止のアクションを呼びかけるため、県民向けチラシを作成・周知 (2024年11月)

「3つのしない配慮」
 仕事を **妨げない**
増やさない
勤務時間外にさせない

31機関・団体の共同作成

広く県民に、生活の様々な場面において、自身の行動が長時間労働を招く可能性があることを訴求

県民のみなさまへ 私たちの暮らしを支えるのは私たち自身です

働く人のため今すぐ**3つのしない配慮**にご協力ください！

仕事を **妨げない 増やさない**
勤務時間外にさせない 配慮を

あなたの行動が**長時間労働**を招いているかも？

荷物の配達で 宅配ボックスや置き配を利用する 配達ドライバーのために
 何度も荷物の再配達をお願いしていませんか？
 送るときは、一度で受けとれる日時と場所を指定しましょう

医療機関に行くとき 救急外来のコンビニ受診は× 医師のために
 診療時間内に受診や病状説明を受けましょう
 まずは、かかりつけ医へ 大きな病院は、急患や難しい病気の人もかかる場所

自宅や近隣の工事で 建設関係者のために
 短い工期で依頼していませんか？
 近隣工事の説明を夜間・土日に向けていませんか？

ドライブで/貸切ツアーで 運転手のために
 高速のPAやSAでバスの駐車場所に一般車をとめていませんか？
 過密日程の貸切ツアーは難しい！ バスやタクシー運転手にも休憩時間が必要です。拘束時間の制限もありますよ！



2 診療時間内の受診の働きかけ

診療時間外に緊急性のない患者の受診が多くなっている病院等とともに、地域住民に対し、スーパーマーケットで診療時間内の受診等と呼びかけるビラを配布 (2024年11月5日)

-小豆島中央病院/小豆島町/土庄町/香川県と実施

3 関係機関を通じた消費者等への啓発

- 地方公共団体広報誌への掲載依頼 (2023年7月)
- 労使団体等に周知啓発を要請 (2024年10月)

地域医療を守るために
 診療時間内の受診にご協力ください

広めよう！
 上手な医療の
 かかり方

小豆島中央病院の診療時間はこちら！

小豆島中央病院 土庄町 小豆島町 香川県 香川労働局

働き方改革推進会議

香川働き方改革推進会議は、労働団体トップや香川県民社等から働く人に適度な負担を生まないアクションを促すための進め方を共同宣言しました。(2023年10月)

香川労働局、香川県、日本労働組合総連合会香川県連合会、香川県経営者協会、香川県高工連合会、香川県工業連合会、香川県中小企業団体中央会、香川県建設業協会、香川県労働組合連合会、香川県労働者団体連合会、香川県建設労働者団体連合会、日本建設業連合会加盟支部、建設業専門団体加盟地区連合会、香川県タクシー協会の組合、香川県トラック協会、香川県物流協会、香川県旅行業協会、香川県医師会、四国地方整備局、四国運輸局、四国経済産業局、四国建設労働組合、四国労働組合連合会、香川県中小企業診断士協会、香川働き方改革推進支援センター、香川県よろず支援拠点、高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部、四国福祉士会香川支部連合会、高松信用金庫、日本政策金融公庫高松支店、香川産業保健総合支援センター

※本資料の刊行は、香川労働局ホームページに掲載しています。(どなたでも所定のメールアドレスにて複製、自由に利用できます。高松利用も可也です。)
 ※本資料のイラストは、厚生労働省特設サイト「はたらきたたかた」から、写真も香川労働局提供。



1 助成金などによる支援

賃金引上げのための支援情報等を他機関のものもまとめたチラシを作成して周知。

(助成金申請件数 (R6.12月末現在))

- 業務改善助成金 322件
- 働き方改革推進支援助成金 98件
- キャリアアップ助成金 375件

2 県内全体の機運醸成

- 働き方改革推進会議で賃上げ・価格転嫁を議論 (2024年2月27日、2025年1月15日(本日))
- 県・経産局・県商工会議所連合会の主導した「価格転嫁の円滑化に関する協定」に参画 (2023年5月)
- 労働時間規制説明会で公取四国支所が価格転嫁について講演 (2024年度、県内計9回、運送業・建設業向け)

3 個々の事業者に対する働きかけ

※全国共通の取組

- 労働基準監督署の定期監督等において賃金引上げに向けた検討を働きかけ
- 公共職業安定所による求人充足に向けた求人条件緩和指導において必要に応じて賃上げも指導
- 最低賃金や同一労働同一賃金の履行確保
- 「下請けたたき」等事案の公取等への通報

企業の魅力を高めて、人財を確保することが重要です
 魅力アップのための「賃上げ」、「年収の壁を意識せずに働ける環境づくり」、
 「多様で柔軟な働き方」に関する各種支援策をご紹介します

1 労働者の賃上げのために

● 業務改善助成金を活用しましょう

中小企業・
小規模事業者

中小企業事業主が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合の費用を助成。

【助成上限額】30万円～600万円 ※事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内

業務改善助成金コールセンター（フリーダイヤル・無料）

0120-366-440

受付時間 平日 8:30～17:15

（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）



● 働き方改革推進支援助成金を活用しましょう

中小企業・
小規模事業者

労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主の生産性向上に向けた取組を支援するとともに、賃上げを行った場合に助成上限額を加算。【賃上げ達成時加算額】15万円～160万円



● キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）を活用しましょう

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、適用した場合に助成。

【3%以上】5（3.3）万円 【5%以上】6.5（4.3）万円 ※（ ）内は中小企業以外の助成



経産省
中小企業庁

1 中小企業向け賃上げ促進税制 サポートセンター 03-6281-9821

2 IT導入補助金 コールセンター 0570-666-376

日本政策金融公庫

3 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金） 0120-154-505



【賃上げの原資確保のために】

適正な価格転嫁を促進するため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、価格交渉支援ツール、相談窓口、講習動画、パートナーシップ構築宣言など、様々な情報へのリンクを掲載しています。

価格転嫁の
円滑化の促進

香川県庁HP



2 年収の壁を意識せずに働ける環境づくりのために

● キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）を活用しましょう

2025年度末まで

年収の壁対策として、
労働者1人につき最大50万円助成します！



短時間労働者に新たに社会保険の適用を行うとともに、適用後も手取り収入が減少しないよう、当該労働者に手当を支給したり、労働時間を延長させる取り組みを行っている場合、助成の対象となります。

配偶者手当を見直して、若い人材の確保や能力開発に取り組みましょう

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30～18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）



3 多様で柔軟な働き方を可能とするために

副業・兼業を行う労働者の環境整備をしましょう

多様な働き方への期待が高まっており、労働者の希望に応じて副業・兼業を行える環境を整備することが求められています。長時間労働になり、労働者の健康が阻害されないよう、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を踏まえた取組の実施をお願いいたします。



テレワークを推進しましょう

テレワーク総合ポータルサイト



使用者が適切に労務管理を行い、**労働者が安心して働くことができる**良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入と実施に当たり、労務管理を中心に労使双方にとって留意すべき点、望ましい取り組みがガイドラインにまとめられていますので、ご活用ください。



中小企業

● 人材確保等支援助成金（テレワークコース）を活用しましょう

2024年4月【拡充】

良質な**テレワークを制度として導入のほか、実施を拡大**することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を対象経費の一部を助成。
【機器等導入助成】30% 【目標達成助成】20（35）% ※（ ）内は賃金要件を見直した場合



同一労働同一賃金を進め、働きがいのある職場づくりを行いましょ

正社員とパート・有期雇用労働者、派遣労働者との間の不合理な待遇差がないか点検し、パート・有期雇用労働者、派遣労働者が働きがいのある職場づくりを整備しましょう。



● キャリアアップ助成金（正社員化コース）を活用しましょう

有期雇用労働者等を**正社員化**した場合に、労働者1人当たり最大80（60）万円を助成します。その他、以下の取組に対する加算措置があります。

- ・正社員転換制度の規定に関する加算措置：【20（15）万円】
- ・多様な正社員制度の規定に関する加算措置：【40（30）万円】 ※（ ）内は中小企業以外の助成



香川働き方改革推進支援センターの専門家に相談してみましょ

中小企業

無料

働き方改革を推進する事業者を支援するために、「**働き方改革**」に関する一般的な相談や技術的な助言・提案について専門家（中小企業診断士・社会保険労務士など）が**無料で相談対応**しています。



0120-000-849

受付時間 平日 9:00~17:00

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

（フリーダイヤル・無料）



2024年4月から、労働条件明示のルールが変わりました！

<全ての労働者に対する明示事項>

- ① **就業場所・業務の変更の範囲** 全ての労働契約の**締結**と有期労働者の**更新のタイミング**ごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になります。

<有期契約労働者に対する明示事項>

- ② **更新上限** 有期労働契約の**締結**と**契約更新タイミング**ごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。
- ③ **無期転換申込機会** 「**無期転換申込権**」が発生する**更新のタイミング**ごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。
- ④ **無期転換後の労働条件** 「**無期転換申込権**」が発生する**更新のタイミング**ごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

詳しい情報や連絡先はこちら

・改正事項の詳細を知りたい → **厚生労働省Webサイト**（①）

・無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → **無期転換ポータルサイト**（②）

・今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について



①

②

③

④

→ **総合労働相談コーナー**（③）

・職業安定法に基づき、労働条件も改正されることについて知りたい！

→ **厚生労働省Webサイト**（④）

企業の魅力を高めるために“ワークエンゲージメント”を推進しましょ

働きやすさUP・働きがいUP

働きがいのある職場づくりのために、**働きがいに関係する概念として近年注目されているエンゲージメント**について、その概要や、企業がエンゲージメント向上に取り組む意義に加え、具体的な取り組み事例などを紹介しています。



●雇用関係助成金

取組内容や対象者から探す場合



2024年11月から
フリーランス取引に関する
新しい法律が施行されました！

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、①フリーランスの方と企業などの発注者の間の取引の適正化と②フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。詳細は下記の二次元コードでご確認ください。



『フリーランス・事業者間取引適正化等法』

年末年始は
たっぷり休んで
リフレッシュ！



香川県最低賃金

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

時間額

970円

52円UP

令和6年10月2日から



● 両立支援等助成金を活用しましょう

～職業生活と家庭生活が両立できる、“職場環境づくり”を行う事業主を支援～

中小企業

1 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金） 男性の育休取得を促進！

2024年1月【再編】

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や業務体制整備を行い、男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得し、男性の育児休業取得率が上昇した場合。【支給額 20万円】

2 介護離職防止支援コース 仕事と介護の両立支援！

「介護支援プラン」を策定の上、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰や就業と介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援した場合。【支給額 20万円】



3 育児休業等支援コース 仕事と育児の両立支援！

2024年1月【再編】

「育休復帰支援プラン」を策定し、プランに基づき育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、3か月以上の育休取得・復帰した場合。【支給額（例）育休取得時(30万円、1事業主2回まで/無期雇用労働者・有期雇用労働者 各1回)】



4 不妊治療支援コース 仕事と介護の両立支援！

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者が利用した場合。【支給額30万円 1事業主あたり1回限りの支給】



5 育休中等業務代替支援コース 仕事と育児の両立支援！

2024年1月【新設】

育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入含む）をした場合。【支給額 育休中の手当支給時 最大125万円 利用者一人当たりの支給額】



6 柔軟な働き方選択制度等支援コース 育児の柔軟な働き方を応援！

2024年1月【新設】

育児の柔軟な働き方に関する制度等を複数導入した上で「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援した場合。【支給額 制度利用者一人当たり20万円】



厚生労働省認定マークを取得、企業PRすることにより、優秀な人材を確保しましょう

くろみん認定

行動計画を策定し、一定の要件を満たした事業主を子育てサポート企業として認定する制度です。認定を受けた中小事業主に対して支給される助成金もあります。令和4年4月からは、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。



えるばし認定

行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。



ユースエール認定

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業のうち、一定の要件を満たした場合に認定する制度です。



もにす認定

障害者の雇用の促進や安定に関する取り組み等が優良な中小企業のうち、一定の要件を満たした場合に認定する制度です。



これらの認定企業になると、商品等に認定マークを表示できたり、ハローワークにおいて重点的にPRを行います。

はたらきかたスメ！（すべての一般市民・事業主の皆様へ）

2019年4月から、取引先の事業者などに長時間労働を生じさせないよう取引上配慮に努めることが義務付けられました。

- ×著しく短い期限
- ×発注内容の頻繁な変更

①事業主、②消費者など個人一人ひとり、③団体や集団 **それぞれの立場から**、働く人に過度な負担を生まないよう**アクション**をお願いします。

具体的なアクション例はこちら



労使団体トップや香川県知事らがこうしたアクションを県内で進めることを共同宣言しました（2023年10月）



2024年4月から 建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の働き方が変わりました。詳細は →



エッセンシャルワーカーも健康を守るため、他の職業に続いて残業規制が始まりました
- 顧客の意向に関わらず、上限時間を超えて荷物の配送や建設業務はできません -

育児・介護休業法が改正されました（令和7年4月1日より段階的に施行されます）

<改正の主なポイント>

- ・子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置と拡充
- ・育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
- ・介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等



次世代育成支援対策推進法が改正されました

法律の有効期限が令和17年3月31日までに延長されました

育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が義務付けられます（令和7年4月1日より施行されます）



香川労働局 雇用環境・均等室

☎ 087-811-8924

所在地

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 北館2階

開庁日・時間

平日 8:30～17:15 土日祝日及び年末年始を除く

総合労働相談コーナー

平日 9:30～17:00

土日祝日及び年末年始を除く

香川労働局総合労働相談コーナー	☎087-811-8916	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2F
高松 総合労働相談コーナー	☎087-806-0280	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2F（高松労働基準監督署内）
丸亀 総合労働相談コーナー	☎0877-22-6244	丸亀市大手町3-1-2（丸亀労働基準監督署内）
坂出 総合労働相談コーナー	☎0877-46-3196	坂出市久米町1-15-55（坂出労働基準監督署内）
観音寺 総合労働相談コーナー	☎0875-25-2138	観音寺市観音寺町甲3167-1（観音寺労働基準監督署内）
東かがわ 総合労働相談コーナー	☎0879-25-3137	東かがわ市三本松591-1（東かがわ労働基準監督署内）

香川労働局助成金センター

☎ 087-823-0505

所在地

〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワータワー棟12階

開庁日・時間

平日 8:30～17:15
（下記以外の助成金） 土日祝日及び年末年始を除く
平日 9:00～17:00

- ・両立支援等助成金
- ・働き方改革推進支援助成金
- ・業務改善助成金
- ・人材確保等支援助成金（テレワーク）

専用駐車場はありません！
（サンポート合同庁舎駐車場は利用できません）
公共交通機関または
周辺の有料駐車場をご利用下さい



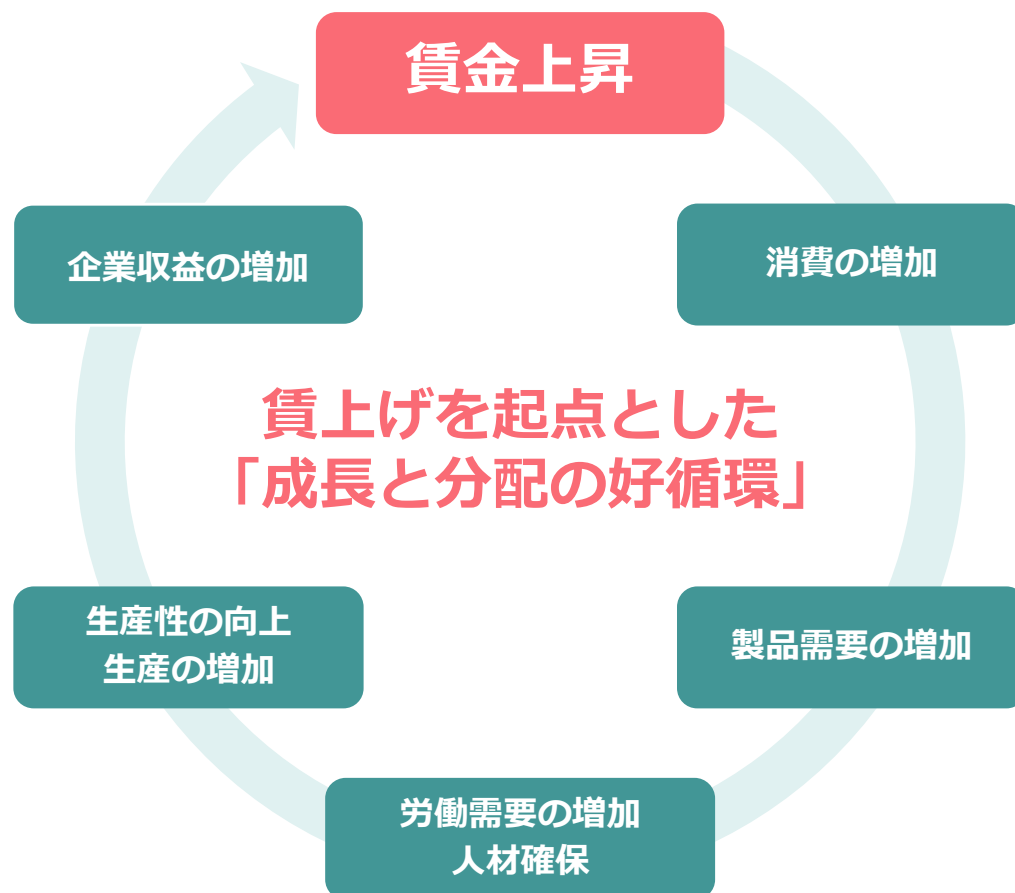
香川労働局説明資料②

令和 7 年 1 月 15 日

賃上げを起点とした「成長と分配の好循環」

- 賃上げは、家計の所得増加による消費の拡大を通じて、企業収益を増加させるとともに、必要な人材を適切に確保し、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げや持続的な成長を生むという好循環をもたらす。
- 約30年ぶりの賃上げ水準の中で、製品需要の増加や企業収益・価格転嫁の改善、就業者数の増加など、賃金上昇と経済成長の好循環が動き出しつつあり、このモメンタムを維持していくことが重要。

賃上げ率 <small>※連合 春季賃上げ妥結状況</small>	3.58% (R5年)	→	5.10% (R6年)
民間消費支出	322兆円 (R5年第3四半期)	→	331兆円 (R6年第3四半期)
民間設備投資	100兆円 (R5年第3四半期)	→	106兆円 (R6年第3四半期)
就業率	61.3% (R5年第2四半期)	→	61.6% (R6年第2四半期)
売上高 経常利益率 <small>※資本金1,000万円以上</small>	6.3% (R5年第1四半期)	→	7.1% (R6年第1四半期)
名目GDP	593兆円 (R5年第3四半期)	→	610兆円 (R6年第3四半期)



令和6年度総合経済対策 賃上げ環境の整備抜粋①

(1) 最低賃金の引上げ

- 2024年度の改定後の最低賃金額は全国加重平均で1,055円、引上げ幅51円は2021年以降連続して過去最高額となった。適切な価格転嫁と生産性向上支援によって、最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。このため、最低賃金の今後の中期的引上げ方針について、早急に政労使の意見交換を開催し、議論を開始する。2025年の春季労使交渉に向けた意見交換も行う。
- 今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。
- 中小企業の業務改善や設備投資に対する支援を充実する。中小企業が最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応を円滑に実施できるよう、相談体制を拡充する。令和6年度税制改正において改正した賃上げ促進税制について、制度詳細の周知広報を徹底する。
- こうした取組を含め、持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進、省力化・デジタル化投資の促進、人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備、中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援といった施策を総動員する。

施策例

- ・ 最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金（厚生労働省）
- ・ 事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）
- ・ 令和6年度税制改正で拡充した賃上げ促進税制の活用促進（経済産業省）【その他】等

(3) 省力化・デジタル化投資の促進

- 中小企業生産性革命推進事業を更に充実する。
- 人手不足が深刻化する中、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入に加え、業務に応じたソフトウェアの簡易な選択及び導入を支援する。その際、生産現場のみならず、会計事務等を効率化するためのIT化も支援するとともに、導入後のサポート支援も行う。
- 事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイド型の省力化投資を支援する。
- 人手不足感の強い業種について、各事業所管省庁が、それらの業種に属する事業者の省力化投資を促進するための具体的プランを早急に策定する。
- 地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合についても支援を行う。
- 地域への産業立地を推進するため、地域未来投資促進法14等を活用した設備投資や産業用地確保を促進する。

施策例

- ・ 中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等の一体的な支援（経済産業省）
- ・ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（経済産業省）
- ・ 製造業・サービス業の人手不足解消に資するロボット開発環境の構築（経済産業省）
- ・ 地域未来投資促進法等を活用した土地利用転換手続の迅速化（経済産業省、国土交通省）【その他】
- ・ 地域未来投資促進税制の活用促進（経済産業省）【その他】等

令和6年度総合経済対策 賃上げ環境の整備抜粋②

(2) 持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進

- 中小企業が賃上げの原資を確保するためには、政府が価格転嫁を後押しすることが鍵となる。価格転嫁は、発注者にとって欠かせないビジネスパートナーである受注者の経営基盤の強化、サプライチェーン全体の持続可能性の確保に資する。政府は、これまで、全国330名の下請Gメンを通じた取引実態の調査、価格交渉促進月間（毎年3月・9月）における交渉・転嫁の要請等を行ってきた。2023年11月には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表し、周知徹底を進めてきている。その結果、価格交渉が行われたケースが増加するなど、一定の成果は上がっているものの、物価高が継続する中、中小企業の賃上げを後押しするため、これらの取組を一層強化する。
- 下請Gメンに加え、新たに「下請かけこみ寺」の調査員との連携により、中小企業の取引実態に関する情報収集体制を強化し、問題ある発注事業者の情報を追加的に収集する。取引適正化に向けた取組に当該情報を活用するとともに、事業所管省庁と連携する形で、公正取引委員会の下請法の執行強化に向けた体制を整備する。発注側の大企業と受注側の中小企業は共存共栄の関係にあることを踏まえ、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく取組を徹底するため、2024年末までに、所管省庁において、業界団体と連携し、指針の遵守状況についての実態調査及びその結果に基づく改善措置を完了させる。取引適正化に係る公正取引委員会の取組について、メッセージ性のあるショート動画を作成し、SNSの広告媒体における配信等を通じて周知する。
- 新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。
- 約束手形・電子記録債権等6の支払サイトの短縮・現金払い化、2026年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。2024年11月に、手形サイト短縮に係る指導基準の見直しを行ったところであり、これと約束手形の現金払い化・利用の廃止を合わせ、幅広い業界団体への周知徹底を行う。受注者に資金繰り負担をしわ寄せする約束手形等による支払いについて、下請法での取扱いを検討し、結論を得る。
- 国等又は地方公共団体の官公需においても、入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながる必要がある。2024年内を目標に、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、各制度の趣旨に則った対応を徹底するとともに、それらの運用実態を調査し、運用改善について検討を行う。少額随意契約制度についても、長期間上限価格が改定されていないことを踏まえ、同年内を目標に、運用実態を調査し、その在り方を検討する。
- 建設業・物流業の持続的成長、業界における価格転嫁の円滑化及び賃上げ原資の確保に向け、第三次・担い手3法・改正物流法を着実に施行し、その内容の周知広報を徹底する。重層下請構造の適正化に向けた実態調査、適正な見積りの普及、建設Gメンやトラック・物流Gメンを活用した事業者間の取引に係る調査・改善指導を強化することによって、取引適正化やそれらの業界の労働者の処遇改善を進める。自動車整備業における賃金状況の実態調査を行う。警備業について、2024年8月に改定された業界の自主行動計画を踏まえ、国民の取引及び官公需において、労務費を含めた適切な価格転嫁を進める。
- クリエイターが安心して持続的に働けるよう、取引慣行を是正していくため、音楽・放送分野について、公正取引委員会の実態調査を2024年内に完了し、その結果を踏まえ、実演家と事務所との間の契約を適正化する観点から指針を作成する。映画・アニメ分野について、2025年にクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。国内映像制作等に関する事業者向け支援については、労働基準法の準拠等を定めるガイドラインに沿って対応を行う事業者を優先的に支援することによって、現場における環境改善を促進する。クリエイターの作品が適法かつ円滑に利用され、適正な対価還元が促進されるよう、オンライン上での権利情報集約・情報検索を可能とする分野横断権利情報検索システム及び個人クリエイター等権利情報登録システムの構築を行う。

施策例

- ・ 中小企業取引対策事業（経済産業省）
- ・ 価格転嫁円滑化の取組に関する調査（公正取引委員会）
- ・ 価格転嫁対策等の広報強化（公正取引委員会）
- ・ 下請法改正の検討（公正取引委員会）【制度】
- ・ 近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施（国土交通省）
- ・ 建設産業・不動産業の生産性向上のための市場環境整備等（国土交通省）
- ・ 物流の革新と持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進（国土交通省）
- ・ クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査（公正取引委員会）
- ・ クリエイター事業者支援事業（事業化・海外展開推進）（経済産業省）
- ・ 分野横断権利情報検索システム及び個人クリエイター等権利情報登録システムの構築事業（文部科学省）
- ・ 放送コンテンツ等のネット配信の促進に関する調査研究（総務省）等

令和6年度総合経済対策 賃上げ環境の整備抜粋③

(4) 人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備

- 改正雇用保険法によるリ・スキリング支援策について周知広報を行い、デジタル分野等を含め、就職氷河期世代を始めとする全世代のリ・スキリングを支援する。団体等検定の合格に向けた講座を教育訓練給付の対象講座に加え、人手不足分野を中心として、業界内における検定合格者の適切な評価と処遇改善につなげる。技能者の育成、技能継承の取組を推進する。産官学連携によるリカレント教育プログラムの実施を支援する。
- ジョブ型人事の導入を促進するため、多様な導入企業の事例が詳細に掲載された「ジョブ型人事指針」の周知・普及に取り組む。
- ハローワーク職員のキャリアコンサルタントの資格取得を促進するとともに、民間のキャリアコンサルタントの協力を得て、転職やキャリアアップに向けた相談支援を充実する。キャリアコンサルタントが労働者に指導・助言を行う際の参考として、民間の求人情報について、2024年度内に、ニーズの高い職種等の求人動向や賃金水準の情報提供を開始する。2025年度以降、職種・地域の拡大やハローワークの保有情報との集約を進める。レビキャリアを活用し、経営人材としての大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングを促進する。
- 人手不足への対応が急務となる中、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働く時間を延長することができる環境づくりを後押しする。「年収の壁・支援強化パッケージ」について、申請書類の簡素化、審査の迅速化、年収の壁突破・総合相談窓口におけるワンストップ相談体制の整備によって、新たに社会保険の対象となる短時間労働者をきめ細かく支援することと併せて、制度の見直しに取り組む。
- 働き方に中立的な年金制度を構築し、被用者にふさわしい年金給付を実現するため、従業員数50人超とされている企業規模要件の撤廃、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消による被用者保険の適用拡大等について、2024年度内に結論を得る。
- 非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換や処遇改善を支援するため、キャリアアップ助成金の活用、都道府県労働局・労働基準監督署の連携による同一労働同一賃金の遵守徹底を進める。
- 改正育児・介護休業法による子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置、育児・介護に直面した労働者に対する両立支援制度の個別周知・意向確認等の履行徹底に取り組む。労働者の希望に応じた育児休業の取得に向けた環境整備に取り組む中小企業への支援を拡充する。生活時間・睡眠時間を確保する勤務間インターバル制度、テレワーク、選択的週休3日制、「多様な正社員」制度の導入企業の拡大に取り組む。
- 自爆営業に関連する言動について、2024年度内に、違法行為・パワーハラスメントに該当し得る類型・例を明確に示す。副業・兼業については、これまでの周知の取組に加え、2024年度内に、副業・兼業に係る競業避止義務の内容を明確化し、営業秘密の保護と両立する形での副業・兼業を円滑化する。フリーランス・ギグワーカーに対する一般健康診断の費用負担を理由とした発注控えの実態について、2024年度内に調査を行う。36協定の内容が各事業場で異なる場合について、2024年度内に、オンラインによる本社の一括届出を可能とする。会社分割時における会社から労働者・労働組合への通知や労働者からの異議申立てについて、2024年度内に、電子化に向けた検討を行う。
- 足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和6年度報酬改定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援することとし、職員の負担軽減・業務効率化、テクノロジー・ICT機器の活用、経営の協働化、訪問介護の提供体制の確保、障害者就労施設の経営改善といった取組を支援する。
- 公務員の給与・待遇については、人事院勧告を踏まえ、適切に対応する。

施策例

- ・ 雇用保険法に基づくリ・スキリング支援策のハローワーク、ハローワークインターネットサービス等を通じた周知広報等（厚生労働省）【その他】
- ・ 訓練ニーズの変化等を踏まえた教育訓練給付の指定講座の拡大（厚生労働省）【制度】
- ・ リカレント教育エコシステム構築支援事業（文部科学省）
- ・ 地域金融機関取引事業者支援高度化事業（金融庁）
- ・ 「年収の壁・支援強化パッケージ」の着実な実行と年金制度等の見直し（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・ 非正規雇用労働者の待遇改善に向けた取組（厚生労働省）【その他】
- ・ 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等の活用促進等（厚生労働省）【その他】
- ・ 育児休業取得に向けた環境整備を支援する「両立支援等助成金」の拡充（厚生労働省）
- ・ 勤務間インターバル制度の導入促進（厚生労働省）【その他】
- ・ テレワーク普及促進対策（厚生労働省）
- ・ 「多様な正社員」制度導入支援等事業（厚生労働省）【その他】
- ・ 「自爆営業」の根絶（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・ 副業・兼業の円滑化（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法の着実な執行（公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省）【制度】
- ・ フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・ 36協定の本社一括届出の対象の拡大（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・ 労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・ 人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ（厚生労働省）
- ・ 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（厚生労働省）
- ・ 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（こども家庭庁、厚生労働省）等

令和6年度総合経済対策 賃上げ環境の整備抜粋④

(5) 中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援

- 賃上げを行う中小企業は増加している一方で、それらには、業績改善がみられない中での「防衛的賃上げ」が行われているケースも含まれている。賃上げを更に普及・拡大するためには、中小企業が稼ぐ力を強化し、その原資を確保できるよう支援することが必要である。
- M & A及び事業承継の環境整備に取り組む。中小企業が安心してM & Aに取り組むことができるよう、2024年8月に改訂した「中小M & Aガイドライン」を周知徹底し、M & Aのトラブルについて注意喚起を行う。M & A成立後の成長に向けた円滑なPMIの取組を定着させるため、「中小PMIガイドライン」及び「PMI実践ツール」を周知する。M & A成立後の成長に向け、当該M & A実施企業が行う設備投資やPMIを支援する。複数回のM & Aによるグループ化を後押しするため、中堅・中小グループ化税制等の活用を促進する。事業承継税制の特例措置について、2024年内を目途に、役員就任要件の見直しを検討する33。事業承継・引継ぎ支援センターによる中小企業・小規模事業者の事業承継支援を強化する。
- 中小企業の資金調達の円滑化と金融規律の更なる強化を図りながら、その経営改善・事業再生・再チャレンジを支援する。中小企業に対する民間金融機関のプロパー融資を促進するため、当該中小企業に対し、その民間金融機関が行う信用保証付融資に係る保証料を引き下げる、協調支援型の信用保証制度を新設する。経営改善・事業再生に取り組む事業者の資金繰りを後押しする信用保証制度を新設する。成長する中小企業に対しても、資本性劣後ローンの利用を促進する。中小企業活性化協議会による再生計画策定の支援等を通じ、経営改善・事業再生・再チャレンジを支援する。
- 経営者の判断により早期の事業再構築を進めることができるよう、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案について、早期に国会に提出することを目指す。
- 売上高100億円超の中小企業を創出し、また、その候補となる中小企業の生産性向上を促すため、それらの事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。売上高100億円超を目指す中小企業に対し、官民ファンドからのリスクマネー供給及びハンズオン支援を行うとともに、その設備投資に対する支援策を検討する。国際協力銀行（J B I C）を通じて、成長力に資する国内の中堅・中小企業の海外展開について、地域金融機関とともに支援する。
- 中小企業の生産性向上と成長を加速するため、地域の金融機関、ITベンダー、コンサルタント等の支援機関と連携するIT導入・活用支援の更なる充実、全国43の地域DX推進ラボとよろず支援拠点の連携強化を通じて、全国的にDX支援の裾野を拡大する。
小規模事業者の持続的発展に向け、2024年度内を目途に、商工会・商工会議所の広域連携の促進を含め、小規模企業振興基本計画を見直す。

施策例

- ・ 事業承継税制の特例措置における役員就任要件等の見直しの検討（経済産業省）【税制】
- ・ 事業再構築法制の整備（経済産業省）【制度】
- ・ 中小企業活性化・事業承継総合支援（経済産業省）
- ・ 売上100億超への成長を目指す中小企業へのファンド出資（経済産業省）
- ・ 「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の促進（経済産業省）
- ・ 売上100億超への成長を目指す中小企業への設備投資支援（経済産業省）
- ・ 民間金融機関のプロパー融資を引き出す新たな保証制度（経済産業省）
- ・ 国際協力銀行（J B I C）による地方創生に資する中堅・中小企業向け金融支援（財務省）
- ・ 経営改善サポート保証制度（経営改善・再生支援強化型）（経済産業省）
- ・ 生活衛生関係営業物価高騰等対応・経営支援事業（厚生労働省）
- ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援（内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省）
- ・ 事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）〈再掲〉
- ・ 小規模企業振興基本計画の変更（経済産業省）【その他】等

令和6年度総合経済対策における賃上げ支援関係施策

1. 最低賃金の引上げ

- 最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金（厚生労働省）
- 事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）
- 令和6年度税制改正で拡充した賃上げ促進税制の活用促進（経済産業省）

2. 持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進

- 中小企業取引対策事業（経済産業省）
- 価格転嫁円滑化の取組に関する調査（公正取引委員会）
- 価格転嫁対策等の広報強化（公正取引委員会）
- 下請法改正の検討（公正取引委員会）【制度】
- 近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施（国土交通省）
- 建設産業・不動産の生産性向上のための市場環境整備等（国土交通省）
- 物流の革新と持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進（国土交通省）
- 自動車整備業の人材確保に必要な賃上げ等調査事業（国土交通省）
- クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査（公正取引委員会）
- クリエイター事業者支援事業（事業化・海外展開推進）（経済産業省）
- 分野横断権利情報検索システム及び個人クリエイター等権利情報登録システムの構築事業（文部科学省）
- 放送コンテンツ等のネット配信の促進に関する調査研究（総務省）等

3. 省力化・デジタル化投資の促進

- 中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等の一体的な支援（経済産業省）
- 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（経済産業省）
- 製造業・サービス業の人手不足解消に資するロボット開発環境の構築（経済産業省）
- 地域未来投資促進法等を活用した土地利用転換手続の迅速化（経済産業省、国土交通省）【その他】
- 地域未来投資促進税制の活用促進（経済産業省）【その他】等

4. 人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備

- 雇用保険法に基づくリ・スキリング支援策のハローワーク、ハローワークインターネットサービス等を通じた周知広報等（厚生労働省）【その他】
- 訓練ニーズの変化等を踏まえた教育訓練給付の指定講座の拡大（厚生労働省）【制度】
- リカレント教育エコシステム構築支援事業（文部科学省）
- 地域金融機関取引事業者支援高度化事業（金融庁）
- 「年収の壁・支援強化パッケージ」の着実な実行と年金制度等の見直し（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 非正規雇用労働者の待遇改善に向けた取組（厚生労働省）【その他】
- 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等の活用促進等（厚生労働省）【その他】
- 育児休業取得に向けた環境整備を支援する「両立支援等助成金」の拡充（厚生労働省）
- 勤務間インターバル制度の導入促進（厚生労働省）【その他】
- テレワーク普及促進対策（厚生労働省）
- 「多様な正社員」制度導入支援等事業（厚生労働省）【その他】
- 「自爆営業」の根絶（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 副業・兼業の円滑化（内閣府、厚生労働省）【制度】
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の着実な執行（公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省）【制度】
- フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 36協定の本社一括届出の対象の拡大（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ（厚生労働省）
- 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（厚生労働省）
- 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（こども家庭庁、厚生労働省）等

5. 中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援

- 事業承継税制の特例措置における役員就任要件等の見直しの検討（経済産業省）【税制】
- 中小企業活性化・事業承継総合支援（経済産業省）
- 「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の促進（経済産業省）
- 民間金融機関のプロパー融資を引き出す新たな保証制度（経済産業省）
- 経営改善サポート保証制度（経営改善・再生支援強化型）（経済産業省）
- 日本政策金融公庫等による資金繰り支援（内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省）
- 事業再構築法制の整備（経済産業省）【制度】
- 売上100億超への成長を目指す中小企業へのファンド出資（経済産業省）
- 売上100億超への成長を目指す中小企業への設備投資支援（経済産業省）
- 国際協力銀行（J B I C）による地方創生に資する中堅・中小企業向け金融支援（財務省）
- 生活衛生関係営業物価高騰等対応・経営支援事業（厚生労働省）
- 事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）<再掲>
- 小規模企業振興基本計画の変更（経済産業省）【その他】等

参考資料



参考資料

- 厚生労働省及び関係省庁での賃金引上げに向けた取組について
 - 経済対策概要
 - 厚生労働省における取組
 - 関係省庁における取組
 - 経済産業省・中小企業庁
 - 消費者庁
 - 公正取引委員会
- 「年収の壁」を意識せずに働くことが出来る環境づくりに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について

総合経済対策（2024年11月22日閣議決定）における賃上げのための政府の取組

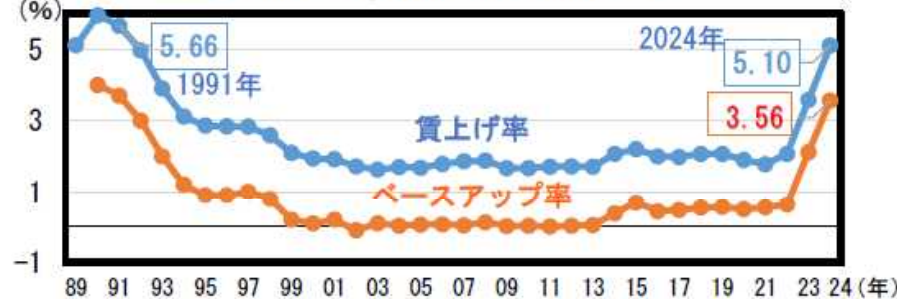
資料1

- 物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及・定着させる。
- 価格転嫁の円滑化や省力化等の環境整備や経営基盤の強化・成長に向けた支援を充実。

現状

- 春季労使交渉では、賃上げ率は33年ぶりの高水準。
- 2024年度の改定後の最賃は全国平均で1,055円。

春季労使交渉集計結果時系列推移（注1）



最低賃金全国加重平均の推移（注2）（前年度比、%）



取組例

価格転嫁等の取引適正化の推進

- 下請法改正の検討
- 下請法の執行強化
- 労務費指針遵守状況の実態調査・改善措置を年末までに完了等

省力化・デジタル化投資の推進による生産性向上

- 中小企業生産性革命推進事業（設備投資、IT導入、販路開拓、円滑な事業承継・引継ぎ等の支援）の更なる充実
- カタログ式に加え、オーダーメイド型の省力化投資の支援
- 中小企業のソフトウェア導入・会計事務IT化の支援
- 中堅・中小企業に対する拠点新設・大型設備投資の支援
- 業務改善助成金・賃上げ税制を通じた賃上げ・生産性向上支援
- 物流・交通、建設、観光、保育、医療・介護・障害福祉等の分野での生産性向上支援等

人材・経営の基盤整備

- 三位一体の労働市場改革（リ・スキリング、ジョブ型人事、労働移動円滑化）
- 事業承継・M&Aの支援等

物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着

2020年代に最賃の全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続

注1：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベース率は、連合による調査結果が得られないため、厚生省「賃金事情等総合調査」による。

注2：厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」により作成。

① 施策の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

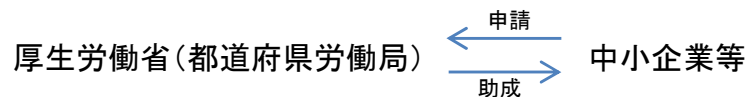
【助成対象】

- ・中小企業事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【助成率】 ()内は生産性要件を満たした事業場の場合

900円未満	900円以上950円未満	950円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

【実施主体等】



【助成上限額】(カッコ内は事業場規模30人未満の事業者) (単位:万円)

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2~3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4~6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

※ 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生産性向上に向けた設備投資などの費用を助成し、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備することで、持続的賃上げの実現を図る。

キャリアアップ助成金

雇用環境・均等局 有期・短時間労働課 (内線5268)
職業安定局 障害者雇用対策課 (内線5868)

令和6年度当初予算額 **1,106億円 (829億円)** ※ ()内は前年度当初予算額

令和5年度実績：65,598件、
令和5年度執行額：521.9億円

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

厚労省の取組

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

正社員化
支援

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化 ※

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

支給額（1人当たり）

- ①有期→正規： **80万円** (60万円) ※
- ②無期→正規： **40万円** (30万円) ※

※ 6か月ごとに2回支給した場合の合計額

- 有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上5年以内」に緩和し、5年超の者は無期雇用労働者とみなす。

- ①有期→正規： **90万円** (67.5万円)
- ②有期→無期： **45万円** (33万円)
- ③無期→正規： **45万円** (33万円)

加算措置／加算額（1人当たり）

正社員化コース

■派遣労働者を派遣先で
正規雇用労働者として直接雇用
28.5万円

■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換
1事業所当たり **20万円** (15万円)

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員
制度を新たに規定し転換
1事業所当たり **40万円** (30万円)

■母子家庭の母等又は父子家庭の父
① **9.5万円**
② **4.75万円**

■人材開発支援助成金の
特定の訓練修了後に正社員転換
① **9.5万円**
② **4.75万円**

※自発的職業能力開発訓練または
定額制訓練の修了後に正社員転換
① **11万円**
② **5.5万円**

処遇改善
支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定
を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との
共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度
を導入し、支給又は積立てを実施

社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、
手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施

※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等
※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等

- ① **3%以上5%未満**： **5万円** (3.3万円)
- ② **5%以上**： **6.5万円** (4.3万円)

1事業所当たり **60万円** (45万円)

1事業所当たり **40万円** (30万円)

- (1)手当等支給メニュー **50万円** (37.5万円) ※1)
- (2)労働時間延長メニュー **30万円** (22.5万円)

※1 1~3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額
※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の
2年間の合計額は50万円

賃金規定等改定コース

■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり **20万円** (15万円)

賞与・退職金制度導入コース

■同時に導入した場合 1事業所当たり **16.8万円** (12.6万円)

※()は、大企業の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。



年収の壁・
支援強化
パッケージ

パートタイム・有期雇用労働法で
正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差は禁止されています

その待遇の違い、説明できますか？

正社員と同じ仕事をしているのに、同じように手当はもらえないの？



短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は当該労働者に説明しなければなりません。

- ・「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- ・待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

■待遇の違いについて再点検してみませんか？

基本給

賞与
(ボーナス)

食堂・休憩
室等の利用

各種
手当

教育訓練

など

【問題となりうる具体的なケース】

●通勤手当が問題となった事業主の例

支給目的：通勤費用の補填
現在の待遇：正社員には実費を支給、パート従業員は1日あたり定額を支給
待遇差の理由：パート従業員は近隣からの通勤者が多く、通勤費用があまりかからないため

→ 実際は…遠方からも採用しており、自己負担している者がいる

× 労働契約に期間の定めがあるか否かによって通勤に要する費用が異なるものではなく、実際に費用負担が生じていることから正社員と同一の基準での支給が必要

●慶弔休暇が問題となった事業主の例

支給目的：仕事から離れて慶弔行事に参加するため
現在の待遇：正社員のみに付与、有期雇用の契約社員には付与されていない
待遇差の理由：職務内容が異なるため（正社員：非定型、契約社員：定型業務）

→ 実際は…正社員と同じ週所定労働日数であり勤務日振替は難しい

× 付与目的に照らせば、職務内容によって慶弔行事に参加するために労働から離れる機会を設ける趣旨や時間が変わるものではないことから、正社員と同一の基準での付与が必要

うちの事業所は大丈夫…？何をすればいいの…？そんな事業主の方を「働き方改革推進支援センター」がサポートします！

※詳細は裏面をご確認ください。

働き方改革推進支援センターを
利用してみませんか？

全国47都道府県にあるセンターで、社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じています



来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。
(受付時間：原則 平日9:00~17:00)



企業へのコンサルティング

専門家が、会社への訪問もしくはオンラインによるコンサルティングを実施しています。



助成金の活用相談

働き方改革推進支援助成金やキャリアアップ助成金*など、働き方改革に関連する助成金の相談を承ります。



メール相談

メールでの相談も承ります。



セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。



働き方改革推進支援センター

※コンサルティングの申し込みやセミナーの開催情報などは事業所の所在地の都道府県名をクリックしてご覧ください。

相談事例紹介



事業主

基本給以外にさまざまな手当を支給しているが、明確な基準はない。支給基準を明確にすれば働く意欲がもっと向上すると思うが、何をすればいいかわからない…

その問題一緒に解決しましょう！

各種手当を全て正社員と非正規雇用労働者で同一にする必要はありません。各手当の性質・目的を確認していくことで、その支給基準を明確にし、規定に定め、「見える化」しましょう。



社会保険労務士

取り組んだ感想

法的知識がないまま、各種手当の見直しに取り組んできたが、間違っていたことも多々あり、どのように見直していけばよいか分からなかった。
今回の支援で法令を遵守しながら待遇の改善ができ、大変心強く、ありがたく思っている。

※キャリアアップ助成金とは

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

例1：賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等^{※1}の基本給の賃金規定等^{※2}を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成。

- ※1 正社員以外のいわゆる「非正規雇用労働者」のこと。
- ※2 基本給の額を定めた規定や賃金テーブル、賃金一覧表のこと。

例2：正社員化コース

就業規則または労働協約等に規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化^{※3}した場合に助成。

- ※3 正社員への転換または直接雇用（派遣労働者の場合）のこと。多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）への転換、直接雇用も「正社員化」に含まれます。

■助成額（労働者1人あたり）

企業規模	賃金引上げ率	
	3%以上 5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

■助成額（労働者1人あたり）

企業規模	正社員化率 雇用比率	
	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	80万円	40万円
大企業	60万円	30万円

※令和6年3月時点

詳しくは

1. 持続的な賃上げを実現するための生産性向上・省力化・成長投資支援

<基本的な課題認識と対応の方向性>

- 物価高や、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者の“稼ぐ力”を強化するため、予算・税・制度等の政策手段を総動員して支援。これらを通じ、賃上げ原資を確保し、持続的な賃上げにつなげる

1. 生産性向上支援の拡充（ものづくり補助金、I T導入補助金、持続化補助金、事業承継・M & A補助金）【3,400億円（生産性革命推進事業）の内数】

- 中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、IT導入、事業承継等を支援
- 例えば、以下の措置拡充を実施
 - ・最低賃金近傍の事業者に対する支援として、補助率を1/2→2/3に引上げ（ものづくり補助金、I T導入補助金）
 - ・設備投資や取引実態等に合わせ、補助上限・枠・要件見直し（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M & A補助金等）などを実施し、より使い勝手のよい、政策効果の高い支援制度に見直し。具体的には以下の見直しを実施

（ものづくり補助金）
 > 製品・サービス高付加価値化枠について、従業員区分を見直し、21人以上の中小企業を対象に、補助上限を引上げ 賃上げ動向を踏まえ、賃上げ要件、運用等を見直し など
 （I T導入補助金）
 > セキュリティ枠の補助上限引上げ・要件見直し、汎用ツール・導入後支援の補助対象化 など
 （小規模事業者持続化補助金）
 > 経営計画の策定に重点化し、枠の整理等、制度を簡素化（通常枠、創業枠等に再編等）
 （事業承継・M & A補助金）
 > PMIを後押しするためのPMI推進枠の創設や、早期承継促進のための枠再編（事業承継促進枠への改変等）、M&Aのトラブル防止に資するDD費用の支援拡充や100億企業創出加速化を図るための補助上限の引上げ

2. 新事業への進出にかかる支援の推進（新事業進出補助金の創設）【既存基金の活用（1,500億円規模）】

- 中小企業・小規模事業者の成長につながる新事業進出・事業転換を重点的に支援するための新たな支援措置を創設

要件：企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦（新規性）や賃金要件等
 補助対象経費：建物費・機械装置費・システム構築費・技術導入費・専門家経費 等

3. 成長支援の新設・強化

- 中小企業成長加速化補助金の創設【3,400億円（生産性革命推進事業）の内数】
 意欲ある中小企業・小規模事業者の飛躍的成長を実現するため、売上高100億円を目指す中小企業等への設備投資や中小機構による多様な経営課題（M & A・海外展開・人材育成等）への支援等を創設

要件：売上100億円を目指すビジョン・潜在力、賃金要件 等
 補助対象経費：建物費・機械装置費・ソフトウェア費・外注費・専門家経費

● 中堅・中小成長投資補助金の拡充【1,400億円、新規3年3,000億円】

地方においても持続的な賃上げを実現するため、地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応するために行う工場等の拠点の新設等の大規模投資を実施することを支援するとともに、大企業から経営人材を受け入れる中堅・中小企業に対する給付金を拡充し、着実な事業成長等を実行可能な経営体制の整備を促進

● 100億企業育成ファンド出資事業【30億円】

中小機構出資ファンドを通じ、売上高100億円超を目指す中小企業等ヘリスクマネー供給を実施

4. 省力化投資支援の運用改善

- オーダーメイド形式も幅広く対象となる省力化投資支援の新設、カタログ形式の省力化投資支援の運用改善など、全方位型の省力化投資支援へ再編【既存基金の活用（3,000億円規模）】

2. 価格転嫁対策の強化

<中小企業取引対策事業>【8.3億円】

価格交渉促進月間のフォローアップ調査等により、中小企業・小規模事業者の取引適正化を推進

3. 資金繰り支援、経営改善・事業再生・再チャレンジ支援

<日本政策金融公庫による資金繰り支援>【既存予算の活用】

- 日本公庫等の通常資本性劣後ローンの要件を見直し、成長志向の中小企業を後押し（省力化投資に取り組む事業者を対象に追加、金利水準の引き下げ、貸付限度額の拡充）
- 加えて、下記の資金繰り支援を実施
 - ・コロナ特別貸付を終了し、当該貸付の借換等への対応を目的とした制度（基準金利）を創設
 - ・物価高騰の影響を受けた事業者へのセーフティネット貸付の金利引下げ措置（▲0.4%）を継続
 - ・賃上げに取り組む場合の金利低減措置（賃上げ貸付利率特例制度）を継続
 - ・令和6年能登半島地震特別貸付等、能登半島への資金繰り支援の継続 など

<信用保証協会による資金繰り支援>【既存予算の活用】

- 民間金融機関のプロパー融資と組み合わせた協調支援型の信用保証制度を創設し、3年間に限り保証料補助を実施（制度創設1年目に利用した場合は1/2、制度創設2年目は1/3、制度創設3年目は1/4等）
- 物価高等の影響を受ける事業者への経営改善・再生支援を強化するための経営改善サポート保証を継続

<経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の拡充>【既存予算の活用+61億円の内数】

- 早期経営改善計画策定支援事業を通じた金融機関による経営改善支援の拡充
- 中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充（法人破産及び経営者保証ガイドライン手続に係る各種手続費用・専門家費用等）

4. 中小企業・小規模事業者活性化（相談体制強化等）【203億円】

<事業環境変化対応型支援事業>【112億円】

- 商工会・商工会議所等への専門家の派遣等、よろず支援拠点へのコーディネーター増員等による相談体制強化。インボイスに係る課題解決に向け相談受付窓口設置

<中小企業活性化・事業承継総合支援事業>【61億円】

- 事業再生等計画策定支援、事業承継・事業引継ぎ支援のため、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターの体制を拡充
- 中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充【再掲】

5. 災害からの復旧・復興【223億円】

<令和6年能登半島地震等の切れ目ない復旧支援の継続>【213億円】

能登半島をはじめとする被災地域の速やかな復旧及び復興を支援するため、なりわい補助金（令和6年能登半島地震等、令和2年7月豪雨）、グループ補助金（令和3年・令和4年福島県沖地震）等を措置

<地方公共団体による小規模事業者支援推進事業の拡充>【10億円】

局激指定災害に関する自治体連携型補助金について、補助対象拡大（中小企業の対象化、施設建替の対象化）するとともに、補助上限を5億円まで引き上げ

価格交渉促進月間（2024年9月） フォローアップ調査結果

令和6年11月29日
中小企業庁

2024年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、**多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備**のため、2021年9月より**毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定**。2024年9月で**7回目**。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**の実施状況について、中小企業に対して「① **アンケート調査**、② **下請Gメンによるヒアリング**」を実施。必要に応じて**大臣名での指導・助言**等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、**2024年4月～2024年9月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の**価格交渉・転嫁の状況**を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 **2024年9月25日～11月11日**

○回答企業数 **51,282社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ54,430社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,166社

※参考：**2024年3月調査：46,461社**（延べ67,390社）

2023年9月調査：36,102社（延べ44,059社）

○回収率 **17.1%**（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年3月調査：**15.5%**、2023年9月調査：**12.0%**

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

○調査期間 **2024年10月21日～12月中旬**（予定）

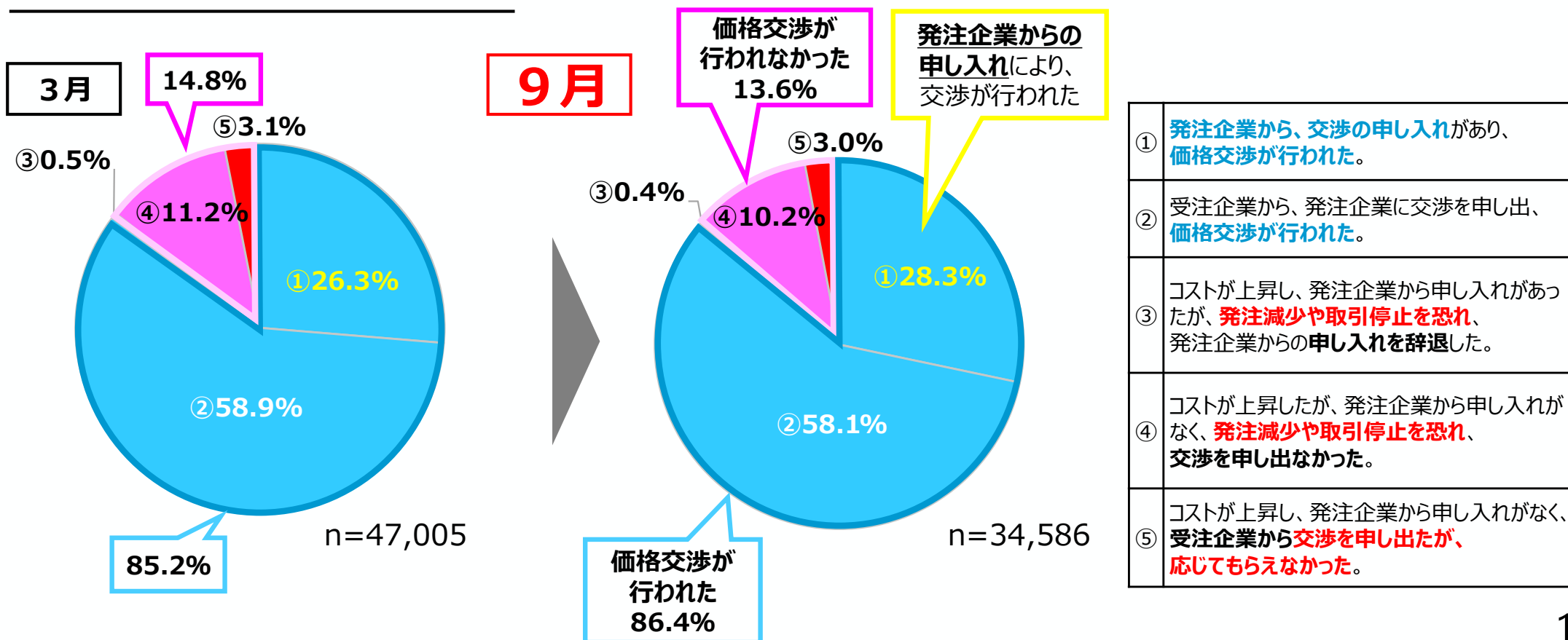
○ヒアリング件数 約2,000社（予定）

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「**発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた**」割合（①）は、前回から約**2ポイント増の28.3%**。
 - 「**価格交渉が行われた**」割合（①②）も前回から約**1ポイント増の86.4%**。
 - 「**価格交渉が行われなかった**」割合（③④⑤）は**減少**（前回14.8%→13.6%）。
- **発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1.5割。**引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉・転嫁への**機運醸成が重要**。

直近6か月間における価格交渉の状況

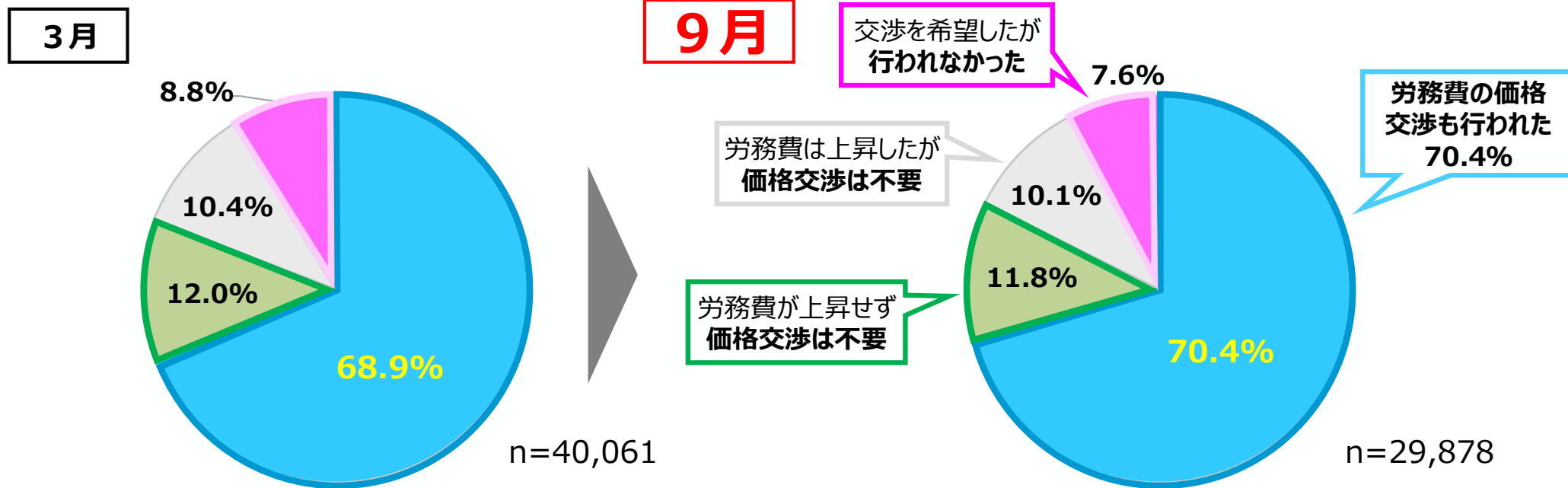


労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（54.9%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**（前回68.9%→**70.4%**）
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」と回答した企業は、前回より減少（前回8.8%→**7.6%**）したものの、依然として**1割弱存在**。
 - 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

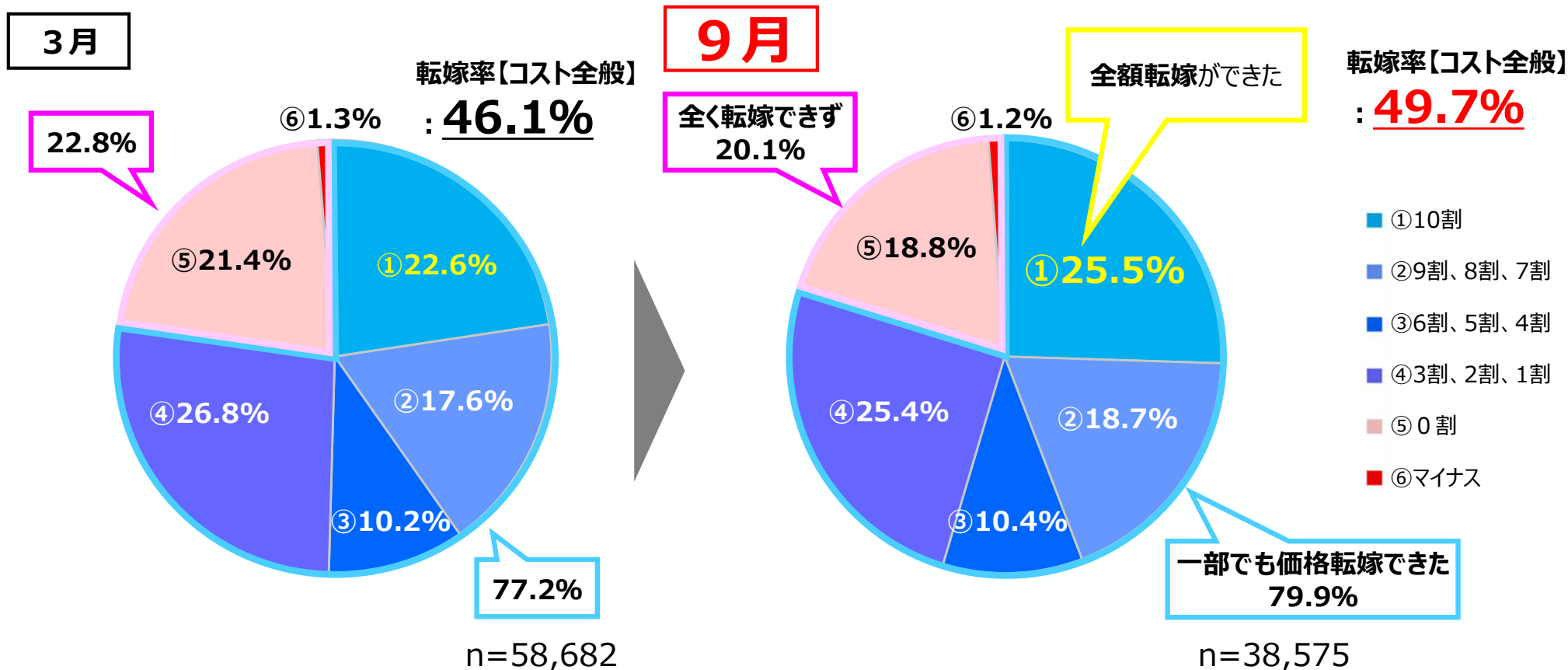
- ▲ 労務費の高騰分は、**自社の企業努力により賄うよう求められた**。転嫁を認めてもらえないため、**賃上げ等の待遇改善が進まない**。
- ▲ 労務費が上昇しているため、「**労務費指針**」別添の表を基に見積書を作成し、交渉を申し入れたが、**協議自体を拒否された**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は49.7%、今年3月より約3ポイント増加（前回46.1%→49.7%）。
 - 「全額転嫁できた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の25.5%。
 - 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）も前回から約3ポイント増の79.9%。
 - 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（22.8%→20.1%）。
- 価格転嫁の状況は改善してはいるが、転嫁できない企業との二極化がみられ、転嫁対策の徹底が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

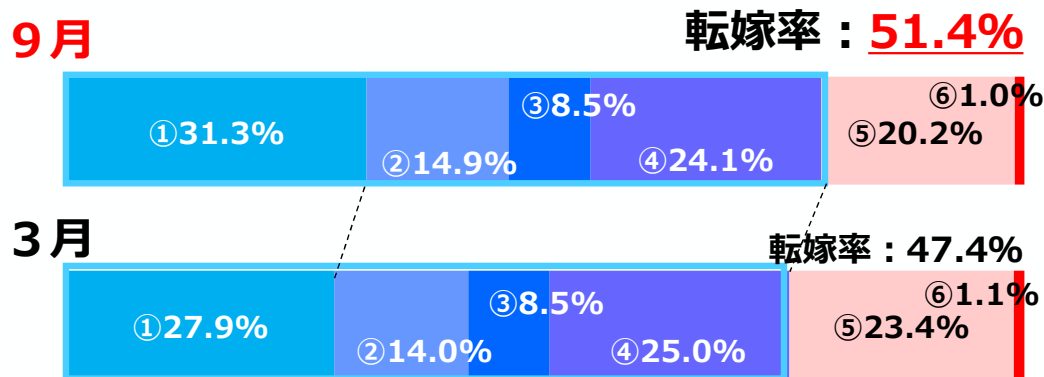


価格転嫁の状況②【コスト要素別】

※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 労務費、エネルギー費の転嫁率は、原材料費と比較して約7ポイント低い水準（前回と同じ）。いずれも前回（今年3月）より4～5%ポイント上昇。
- 労務費指針や、エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等の影響が、徐々に浸透しつつある。

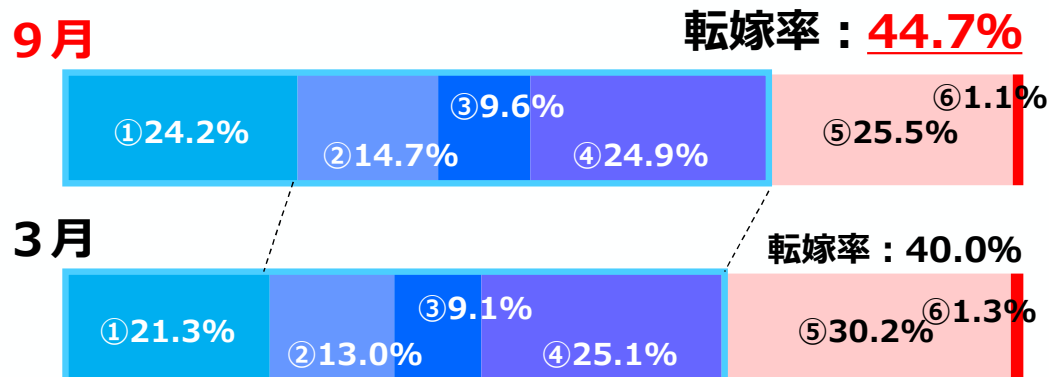
原材料費



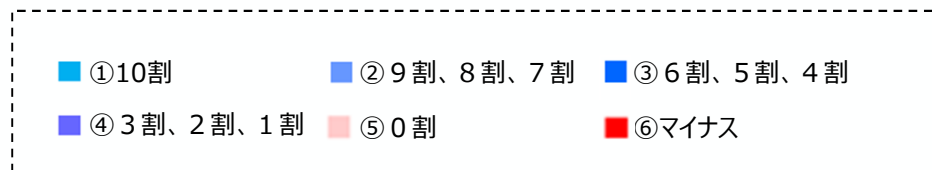
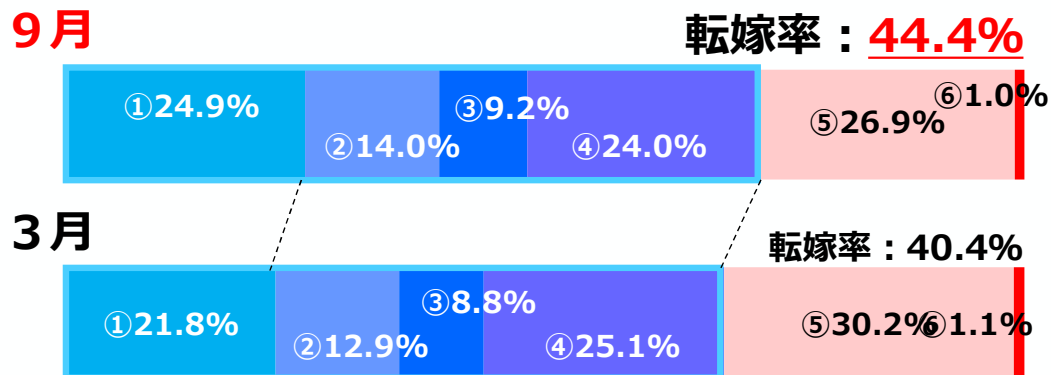
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

労務費



エネルギー費



価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

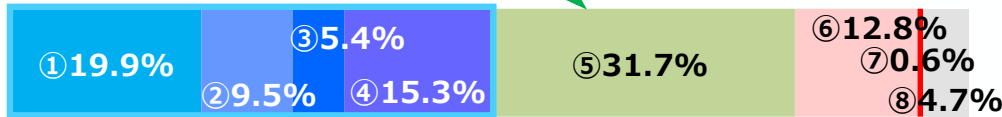
- 価格転嫁を不要とする回答は、約13～14ポイント増加。
- コスト増加分を全額転嫁できた割合と価格転嫁不要の割合の合計は約10～12ポイント増加。

原材料費

価格転嫁不要

9月

転嫁率：51.4%



3月

転嫁率：47.4%



一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

労務費

9月

転嫁率：44.7%



3月

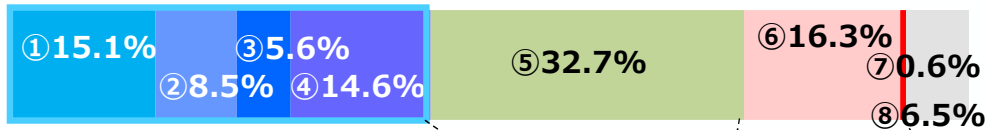
転嫁率：40.0%



エネルギー費

9月

転嫁率：44.4%



3月

転嫁率：40.4%



9月

- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤価格転嫁不要
- ⑥0割
- ⑦マイナス
- ⑧当該費用は支払代金に含まれない

3月

- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤価格転嫁不要
- ⑥0割
- ⑦マイナス

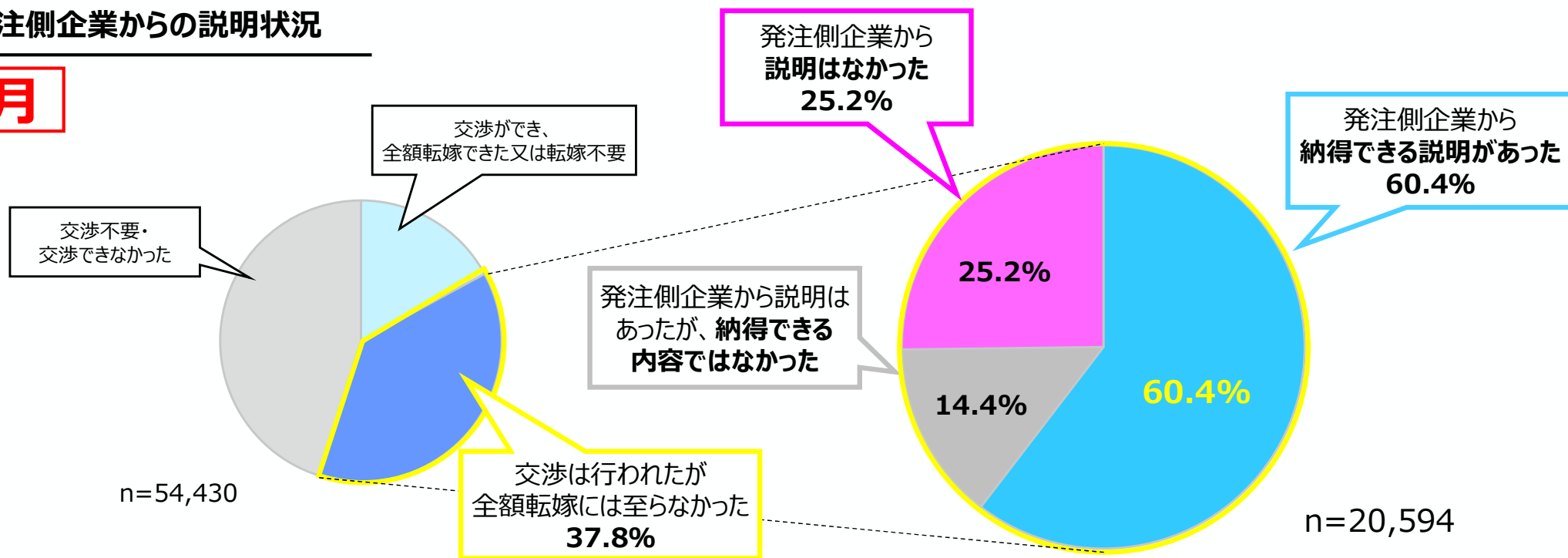
※「⑧当該費用は支払代金に含まれない」の選択肢は、今回（2024年9月）から追加。

価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、コスト上昇分の全額の価格転嫁には至らなかった企業（全体の37.8%）のうち、発注側企業から価格転嫁について、「納得できる説明があった」と回答した企業は約6割。
- 一方で、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割。
 - 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する受注側企業への十分な説明も求めていく必要。

発注側企業からの説明状況

9月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 自社の要望は全く聞き入れず、希望額の半分しか値上げされなかった。事前に説明等もなく、一方的に決められた。
- ▲ 労務費の上昇について資料を作成し協議を行ったが、明確な根拠なく価格は据え置かれ、10年近く単価が変わっていない。

価格交渉の実施状況の業種別ランキング **【発注企業の業種毎に集計】**

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計

- **価格交渉に応じられていない業種は、交渉の結果である価格転嫁率においても、比較的低い順位にある。**

順位	業種	前回	今回平均点
—	全体	6.54	6.75
1位	造船↑	6.46	7.51
2位	広告↑	6.70	7.50
3位	化学↓	7.54	7.41
4位	金融・保険↑	5.21	7.30
5位	電気・ガス・熱供給・水道↓	7.18	7.22
6位	卸売↑	6.89	7.17
7位	建設↑	6.61	7.15
8位	製薬↓	7.38	7.13
9位	情報サービス・ソフトウェア→	6.88	6.94
10位	繊維↓	6.94	6.89
11位	運輸・郵便（トラック運送除く）	6.64	6.75
12位	廃棄物処理↓	7.01	6.74
13位	食品製造↓	6.63	6.72
14位	鉱業・採石・砂利採取↓	7.39	6.70
14位	紙・紙加工↑	6.42	6.70
16位	建材・住宅設備↑	6.10	6.68
17位	機械製造→	6.44	6.67
18位	電機・情報通信機器↓	6.51	6.63
19位	自動車・自動車部品↑	6.33	6.60
20位	不動産・物品賃貸↑	6.15	6.56
21位	飲食サービス↓	6.98	6.45
22位	農業・林業	6.26	6.41
23位	小売↓	6.70	6.38
24位	金属↓	6.12	6.27
25位	通信↓	6.15	6.20
26位	生活関連サービス	6.07	6.07
27位	印刷↓	6.54	5.90
28位	石油製品・石炭製品製造↓	5.23	5.77
29位	放送コンテンツ↓	6.38	5.32
30位	トラック運送↓	5.62	5.28
—	その他	—	—

※ 今回調査より、回答項目を一部変更し、業種を一部追加。
 ※ 表中、↑↓→は前回調査と比較した結果（順位）の上がり下がりを示す。
 ※ 価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
 （例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが あった	—	10点
	申し入れが なかった	—	8点
行われ なかった	申し入れが あった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		入札方式により価格を決定しているため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ 、辞退したため	5点
	申し入れが なかった	コストが上昇せず、 交渉は不要と判断 し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 交渉は不要と判断 し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断 し、交渉を申し出なかったため	対象外
		入札方式により価格を決定しているため、 交渉は不要と判断 し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ 、交渉を申し出なかったため	- 5点
	コストが上昇し、 交渉を申し出たが、応じてもらえなかった ため	-10点	

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

経産省の取組

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、放送コンテンツ等が厳しい等の全体的な傾向は従前通りだが、**トラック運送は約1ポイント、放送コンテンツは約6ポイント上昇。**

2024年9月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率			
			原材料費	エネルギー費	労務費	
①全体		↑ 49.7% (46.1%)	↑ 51.4% (47.4%)	↑ 44.4% (40.4%)	↑ 44.7% (40.0%)	
②業種別	1位	化学	↑ 61.9% (61.0%)	↑ 65.0% (63.2%)	↑ 57.9% (54.1%)	↑ 54.6% (51.1%)
	2位	飲食サービス	↑↑ 59.0% (51.5%)	↑↑ 61.2% (53.0%)	↑↑↑ 49.0% (38.3%)	↑↑↑ 49.4% (37.8%)
	3位	造船	↑↑ 57.0% (49.1%)	↑↑ 62.1% (53.8%)	↑↑↑ 56.5% (45.2%)	↑↑↑ 53.2% (42.5%)
	4位	食品製造	↑↑ 55.3% (50.0%)	↑↑ 58.3% (51.6%)	↑ 47.6% (42.7%)	↑↑ 47.2% (41.2%)
	5位	電機・情報通信機器	↑ 54.8% (51.2%)	↑ 58.9% (55.9%)	↑↑ 49.6% (43.8%)	↑↑ 48.7% (42.9%)
	6位	機械製造	↑ 54.3% (51.9%)	↑ 60.7% (57.0%)	↑ 49.1% (45.3%)	↑ 47.4% (43.3%)
	7位	製薬	↑ 53.6% (53.5%)	↑ 60.4% (56.5%)	↑ 54.2% (49.7%)	↑ 46.5% (44.1%)
	8位	自動車・自動車部品	↑ 51.9% (47.1%)	↑ 59.8% (54.8%)	↑ 51.8% (47.2%)	↑↑↑ 48.9% (37.2%)
	9位	建材・住宅設備	↑↑ 51.6% (44.4%)	↑ 51.6% (47.0%)	↑↑ 44.9% (39.5%)	↑ 42.8% (39.4%)
	10位	卸売	↑ 51.2% (47.0%)	↑ 51.7% (47.5%)	↑ 43.9% (39.6%)	↑ 42.9% (38.3%)
	11位	廃棄物処理	↑↑↑ 50.7% (39.1%)	↑↑ 43.1% (35.0%)	↑↑↑ 47.0% (34.8%)	↑↑↑ 48.7% (34.6%)
	12位	建設	↑ 50.3% (46.9%)	↑ 51.6% (47.3%)	↑ 46.0% (42.0%)	↑ 47.4% (43.8%)
	12位	金属	↑ 50.3% (46.2%)	↑↑ 55.4% (49.8%)	↑ 44.5% (41.5%)	↑ 42.6% (37.9%)
	14位	紙・紙加工	↑↑ 50.2% (45.1%)	↑ 49.9% (45.9%)	↑↑ 43.0% (37.5%)	↑↑ 42.7% (37.4%)
	15位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 49.8% (48.6%)	↓ 47.4% (47.8%)	↑ 43.6% (43.3%)	↑ 43.4% (42.0%)
	16位	繊維	↓ 49.0% (49.9%)	↓ 48.8% (51.4%)	↑ 45.3% (43.2%)	↑↑ 46.8% (41.3%)
	17位	小売	↑ 48.8% (47.1%)	↑ 49.2% (47.8%)	↑ 41.7% (40.5%)	↑ 40.5% (38.6%)
	18位	印刷	↑ 48.5% (43.5%)	↑ 49.0% (46.6%)	↑ 41.1% (37.2%)	↑↑ 40.6% (34.7%)
	19位	生活関連サービス	↑↑ 48.4% (39.6%)	↑↑ 48.2% (40.5%)	↑↑ 41.2% (31.8%)	↑↑↑ 42.7% (31.2%)
	20位	不動産・物品賃貸	↑↑ 48.1% (42.1%)	↑ 46.5% (41.8%)	↑ 41.0% (38.7%)	↑↑ 45.4% (38.9%)
	21位	電気・ガス・熱供給・水道	↓ 48.0% (48.3%)	↓ 49.0% (49.4%)	↓ 43.5% (44.9%)	↓ 43.9% (45.1%)
	22位	石油製品・石炭製品製造	↑ 47.6% (43.9%)	↑ 55.5% (51.8%)	↑ 42.9% (38.8%)	↑ 41.0% (37.4%)
	23位	情報サービス・ソフトウェア	47.1% (47.1%)	↓ 38.0% (39.7%)	↓ 34.0% (35.1%)	↑ 46.3% (46.2%)
	24位	通信	↑↑ 47.0% (40.8%)	↑↑ 44.7% (38.9%)	↑↑ 40.5% (35.0%)	↑↑ 45.7% (38.3%)
	25位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑↑ 45.5% (39.8%)	↑↑ 44.3% (37.2%)	↑↑ 41.6% (35.2%)	↑↑ 42.8% (35.8%)
	26位	農業・林業	↑ 41.2% (38.8%)	↑ 39.9% (39.1%)	↑ 37.3% (33.8%)	↑ 36.1% (32.2%)
	27位	金融・保険	↑↑ 40.9% (35.3%)	↑ 36.3% (34.1%)	↑ 31.7% (28.8%)	↑↑ 37.4% (32.3%)
	28位	放送コンテンツ	↑↑ 39.8% (33.7%)	↑↑ 40.4% (33.8%)	↑↑ 36.2% (27.8%)	↑↑ 36.8% (31.7%)
	29位	広告	↓↓↓ 31.4% (46.9%)	↓↓↓ 32.3% (49.1%)	↓↓↓ 26.4% (40.2%)	↓↓↓ 32.1% (42.3%)
	30位	トラック運送	↑ 29.5% (28.1%)	↑ 25.7% (24.6%)	↑ 27.2% (25.9%)	↑ 26.9% (24.0%)
-	その他	-	-	-	-	

※ 3月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑ : 1~4ポイント 上昇、↑↑ : 5~9ポイント 上昇、↑↑↑ : 10ポイント以上 上昇 ※ () 内は前回の転嫁率を示す。

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【受注企業の業種毎に集計】

経産省の取組

- 受注者として、価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向。
- 製造業系が上位にあり、トラック運送、放送コンテンツ等が厳しい等の傾向は従前通りだが、トラック運送は約2ポイント、放送コンテンツは約3ポイント上昇

2024年9月			コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー費	労務費
①全体			↑ 49.7% (46.1%)	↑ 51.4% (47.4%)	↑ 44.4% (40.4%)	↑ 44.7% (40.0%)
②業種別	1位	卸売	↑ 60.3% (55.9%)	↑ 61.9% (57.3%)	↑ 51.2% (46.2%)	↑↑ 49.6% (44.3%)
	2位	製薬	↓ 58.6% (60.0%)	↑↑ 80.0% (73.8%)	↑↑ 72.9% (67.5%)	↓↓↓ 40.0% (60.0%)
	3位	機械製造	↑ 57.3% (54.2%)	↑ 62.1% (58.8%)	↑ 52.7% (48.6%)	↑ 51.8% (46.9%)
	4位	化学	↓ 55.3% (58.6%)	↓ 59.0% (62.4%)	↑ 51.7% (50.1%)	↑ 47.0% (45.2%)
	5位	飲食サービス	↑↑↑ 55.0% (25.9%)	↑↑↑ 53.6% (32.0%)	↑↑↑ 47.0% (20.2%)	↑↑↑ 49.0% (20.8%)
	6位	電機・情報通信機器	↑ 54.9% (51.0%)	↑ 58.8% (56.0%)	↑ 48.4% (44.2%)	↑↑ 48.3% (43.2%)
	7位	印刷	↑↑ 53.1% (47.4%)	↑ 54.2% (49.8%)	↑ 44.3% (40.8%)	↑↑ 44.3% (38.3%)
	8位	小売	↑ 52.6% (49.7%)	↑ 54.0% (50.8%)	↑ 44.5% (40.7%)	↑ 44.7% (39.7%)
	9位	金属	↑↑ 52.3% (46.4%)	↑↑ 59.7% (52.4%)	↑↑ 47.7% (41.6%)	↑↑ 45.1% (37.3%)
	10位	広告	↑ 50.4% (45.8%)	↑↑ 53.7% (44.1%)	↑ 44.7% (40.6%)	↑ 45.4% (43.1%)
	11位	食品製造	↑ 50.0% (49.3%)	↑ 51.4% (50.3%)	↑ 44.5% (43.1%)	↑ 43.8% (40.8%)
	12位	建設	↑ 49.8% (46.2%)	↑ 51.6% (46.7%)	↑ 46.3% (41.9%)	↑ 48.0% (43.6%)
	13位	自動車・自動車部品	↑↑ 49.7% (43.2%)	↑ 59.6% (54.8%)	↑↑ 51.7% (45.8%)	↑↑↑ 48.4% (33.1%)
	13位	繊維	↑ 49.7% (49.5%)	↓ 49.3% (50.4%)	↑ 44.9% (44.5%)	↑ 44.1% (43.0%)
	15位	造船	↑↑ 49.5% (43.7%)	↑ 53.0% (50.4%)	↑ 47.7% (45.5%)	↑↑ 46.8% (41.1%)
	16位	建材・住宅設備	↑ 48.3% (47.0%)	↑ 49.8% (47.6%)	↑ 43.8% (39.6%)	↑ 40.8% (40.1%)
	17位	情報サービス・ソフトウェア	↑ 47.8% (46.3%)	↑ 41.8% (40.7%)	↑ 37.0% (35.5%)	↑ 47.3% (45.8%)
	18位	運輸・郵便（トラック運送業除く）	↑↑ 47.7% (40.6%)	↑↑ 44.8% (35.5%)	↑↑ 44.1% (35.9%)	↑↑ 43.7% (37.1%)
	19位	石油製品・石炭製品製造	↑↑ 46.7% (40.9%)	↑ 55.6% (51.0%)	↑↑ 41.7% (35.6%)	↑↑ 39.3% (31.0%)
	20位	紙・紙加工	↓ 44.7% (47.7%)	↓ 45.8% (50.4%)	↑ 40.3% (38.2%)	↑ 38.5% (37.5%)
	21位	鉱業・採石業・砂利採取	↑ 43.1% (41.2%)	↑ 40.3% (39.0%)	↓ 36.5% (37.1%)	↑ 36.8% (32.8%)
	22位	不動産・物品賃貸	↑↑ 42.8% (36.5%)	↓ 34.3% (35.5%)	↓ 35.1% (36.4%)	↑↑ 40.1% (33.8%)
	23位	電気・ガス・熱供給・水道業	↓ 42.1% (44.7%)	↓ 43.6% (46.7%)	↓ 37.5% (41.1%)	↓ 37.2% (39.8%)
	24位	廃棄物処理	↑↑ 38.4% (32.8%)	↑↑ 36.5% (29.2%)	↑↑ 36.5% (29.2%)	↑↑ 35.4% (27.3%)
	25位	生活関連サービス	↑ 38.1% (34.8%)	↑ 34.5% (33.3%)	↓ 29.3% (29.8%)	↑ 33.7% (32.1%)
	26位	放送コンテンツ	↑ 38.0% (35.3%)	↑ 38.0% (36.6%)	↑ 34.6% (32.4%)	↑ 37.9% (35.3%)
	27位	農業・林業	↑↑ 36.5% (29.9%)	↑ 34.3% (29.9%)	↑↑ 32.7% (26.9%)	↑↑ 32.5% (24.4%)
	28位	通信	↓ 34.7% (38.5%)	↓↓ 30.7% (38.6%)	↓↓ 27.0% (36.0%)	↑ 38.0% (37.8%)
	29位	トラック運送	↑ 34.4% (32.2%)	↑ 29.6% (28.0%)	↑ 32.0% (30.1%)	↑ 31.1% (28.7%)
	30位	金融・保険	↓↓↓ 25.2% (37.1%)	↓↓ 21.2% (30.3%)	↓↓↓ 19.4% (32.1%)	↓↓↓ 21.0% (33.8%)
-	その他	-	-	-	-	

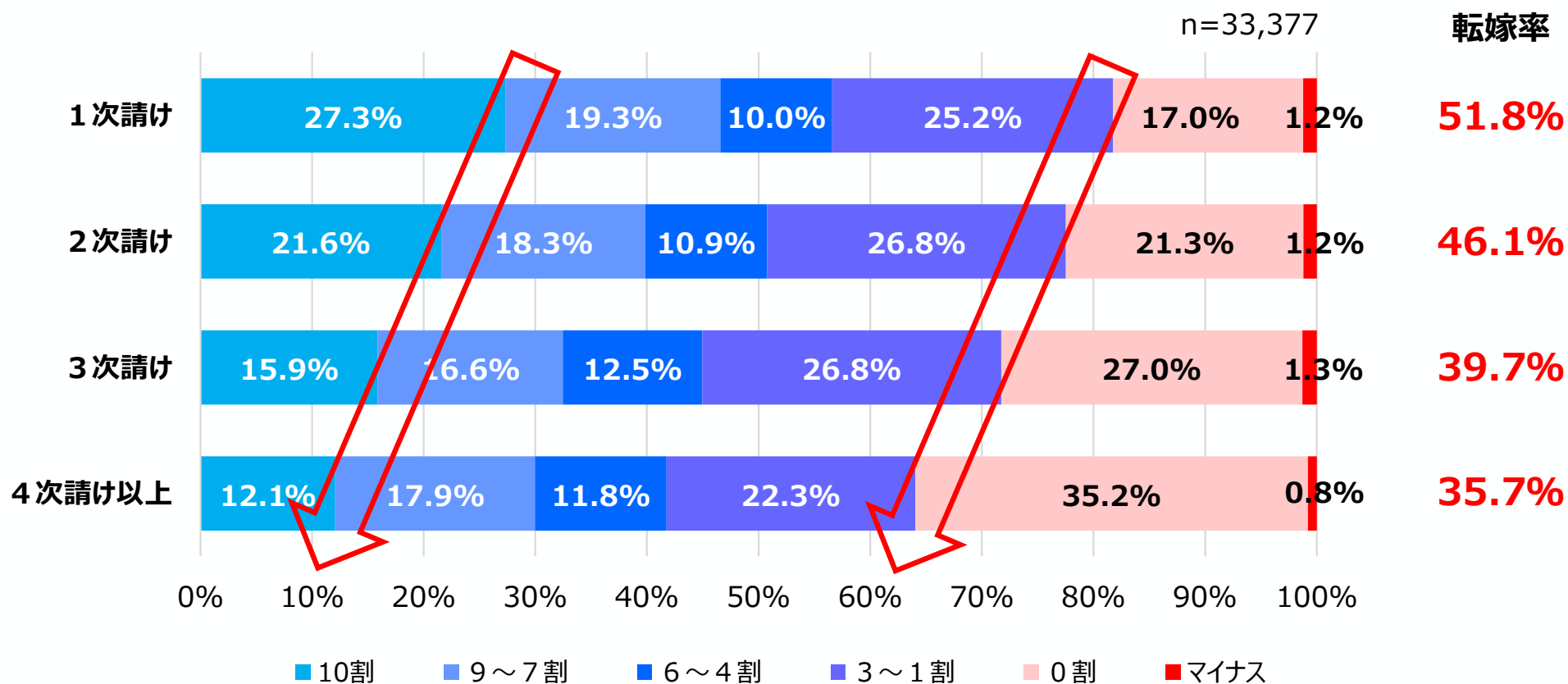
※ 3月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント 上昇、↑↑：5～9ポイント 上昇、↑↑↑：10ポイント以上 上昇 ※ () 内は前回の転嫁率を示す。

サプライチェーンの各段階 (※) における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- **価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超 (51.8%) に対し、4次請け以上の企業は35%程度**
- 特に、**4次請け以上の階層においては、全額転嫁できた企業の割合は1割程度にとどまり、全く転嫁できなかった又は減額された企業は、4割近く (36.0%) に上る。**
- 受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、**価格転嫁割合が低くなる傾向。**
⇒ より深い段階への価格転嫁の浸透が課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率

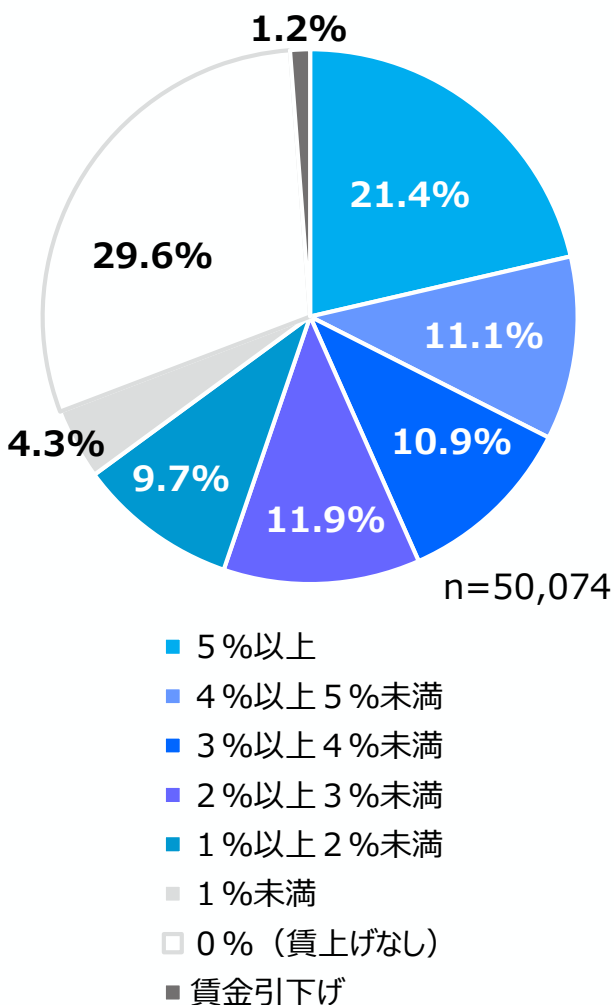


価格転嫁と賃上げ率 (※) の関係

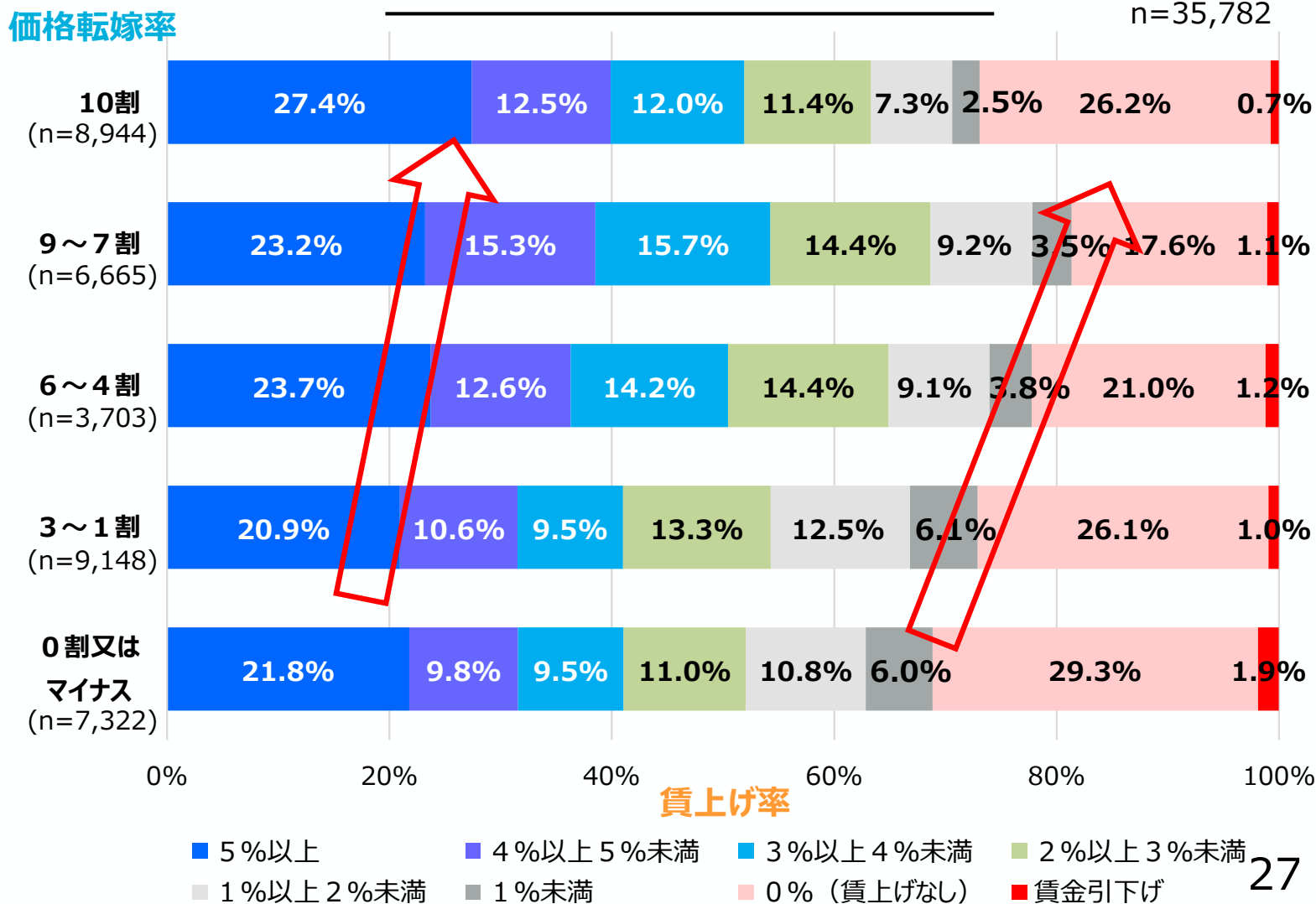
※賃上げ率：直近6か月以内に実施した、ないし、今後6か月以内に予定している賃上げ幅（定期昇給、ベースアップ、一時金等全てを含む）についての回答を集計したもの。

- **価格転嫁ができていない割合が高いほど、受注者（中小企業）の賃上げ率も高い傾向。** なお、「価格転嫁できていないが5%以上、賃上げした企業」、「全額転嫁ができていても、賃上げしない企業」も存在。

受注側企業の賃上げ率分布



受注側企業の価格転嫁率と賃上げ率

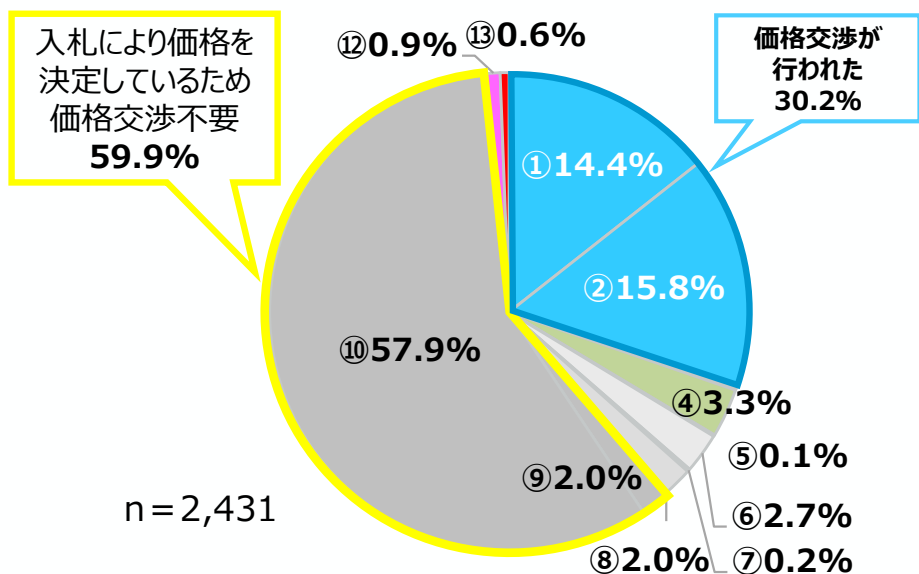


官公需（※）における価格交渉・価格転嫁の状況

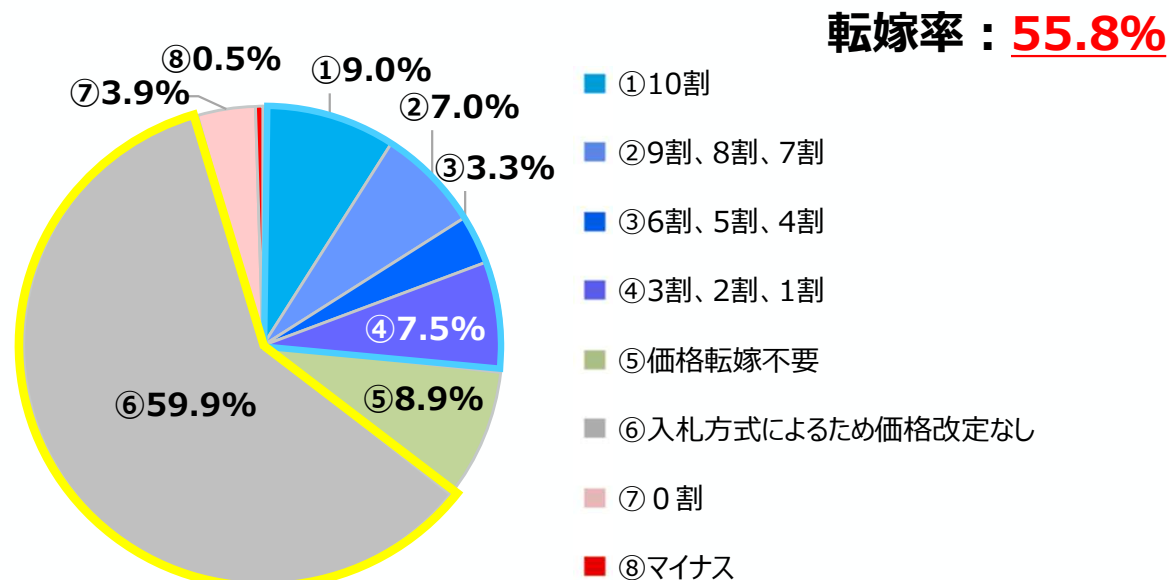
※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

- 官公需の価格転嫁率は、**55.8%**。（「価格転嫁不要」、「入札により価格決定しているため価格交渉不要」の場合を除く759件の回答の平均）
- ただし、官公需全体では「入札により価格決定しているため価格交渉不要」とする回答が約**6割**。

直近6か月間における価格交渉の状況



直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

- 原材料費について、受注者の発議で行えるスライド条項が契約に規定されており、単価の変更ができる。
- ▲ 価格交渉を申し入れたが、「予算が無い」と一蹴された。
- ▲ 資材費が高騰しており、発注者の設定している単価との乖離がみられたため、実際の単価との比較を提示したが、「他にそのような声は挙がっていない」と言われ、「今後検討する」との回答のみであった。

今後の価格転嫁・取引適正化対策

- 価格交渉ができる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上が必要。
- 中小・小規模事業者の賃上げ原資確保のためにも、粘り強く、以下の価格転嫁対策を継続する。

- ① 2025年2月上旬（目途）：発注企業の**社名リストの公表**
- ② 社名リスト公表後：評価が芳しくない発注企業の経営者トップへの**事業所管大臣名での指導・助言**
- ③ 3月：**3月の価格交渉促進月間**において、価格交渉・価格転嫁を呼びかけ
- ④ 「**労務費指針**」の周知・徹底
- ⑤ **パートナーシップ構築宣言**の更なる拡大・実効性の向上

賃金上昇と物価上昇の関係についての周知（消費者庁）

- 成長と分配の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「教えて、探偵さん 物価上昇！どうする？」

「物の値段はどうやって決まる？」 「日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！」 「物価をウォッチしよう！」などをテーマにわかりやすく解説。

<メインストーリー>



- ✓ 日本は2022年からパン等が値上がりしている
- ✓ 30年位、物価も賃金も横ばい
- ✓ 企業は、原材料費が高騰しても、消費者離れをおそれ値上げせず、賃上げもされず
- ✓ 物価が緩やかに上がりながら、賃金が上がっていくのが望ましい姿
- ✓ 値上がりしても商品を購入して応援する気持ちが大切

<サブストーリー>

#1 物の値段はどうやって決まる？

- ✓ 物の値段は基本的に「需給バランス」で決まる。物価が下がる/上がる状態を、デフレ/インフレという

#2 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？

- ✓ 日本は長い間値上げを避けた結果、90年代の終わり頃から物価も賃金もあまり上がらず、外国と差がついてしまった。これがデフレの良くない理由の一つ。

#3 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！

- ✓ 日本では、海外諸国とは対照的に、この30年、物価も賃金も上がっていない。物価が上がらないデフレの状態が続いていたのが原因。

#4 物価はなんで上がらないの？

- ✓ 原材料費が高騰しても、値上げに敏感な消費者が離れることをおそれ、価格転嫁ができなかった。

#5 物価をウォッチしよう！

- ✓ 買い物をするとき、その値段となっている理由や背景を意識して考えてみるのが重要。

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X（旧Twitter）等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。



3~5分で見られます！

動画はこちらから

適正な価格転嫁の実現に向けた取組

令和6年11月26日
公正取引委員会



令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査①

（1）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月）

労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの12の行動指針

- <指針の内容> ✓取組方針を経営トップまで上げて決定 ✓発注者側からの定期的な協議の実施
✓価格交渉の際、公表資料を用いること

（2）令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和6年5月開始）

- 労務費転嫁指針の取組状況をフォローアップ**
 （指針に沿った事業活動の状況について、12の行動指針ごとに把握）
- 令和5年度に行った注意喚起文書の送付（8,175名）や事業者名の公表（10名）の対象になった事業者の取組状況をフォローアップ
- 11万名を超える事業者**を対象に実施
- コストに占める労務費の割合が高い、労務費の転嫁率が低いといった、**特に対応が必要な業種**に対して重点的に調査票を送付
- 令和6年内を目途に調査結果を取りまとめ
- 労務費の転嫁を妨げていることが疑われる事案などについては、立入調査を実施
- 問題につながるおそれのある行為が認められた場合には、注意喚起文書を送付
- 調査結果を踏まえた事業者名の公表については、令和5年11月に公表した方針※の下で、個別調査を実施

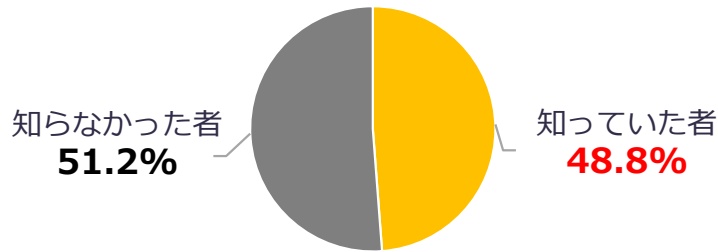
※ 相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表
- 下請法運用基準（令和6年5月改正）、独占禁止法Q & Aの考え方に基づき、独占禁止法や下請法に違反する事案について、引き続き厳正に対処

（3）令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果（速報値）

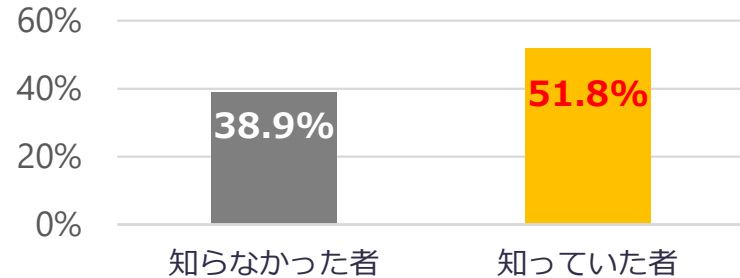
- ✓ **労務費転嫁指針の認知度は半数程度と道半ば。他方、労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。**
- ✓ **労務費に係る価格協議は進展しており、労務費の転嫁率も昨年度調査より上昇している。**

① 労務費転嫁指針のフォローアップ

《労務費転嫁指針の認知度》（※1）



《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》（※2）

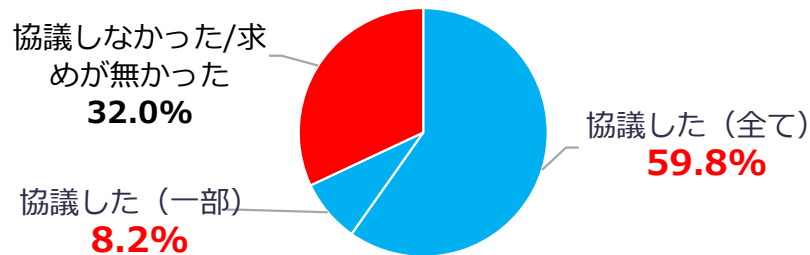


（※1）発注者・受注者の立場を問わず、指針について「知っていた」か否かの割合。指針の認知度を都道府県別にみると、東京都、神奈川県、愛知県、栃木県、大分県では50%を超え、青森県、岩手県、和歌山県、沖縄県では40%を下回っており、地域別に差がある。

（※2）受注者の立場として、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合。

② 価格協議の状況

《労務費に係る価格協議の状況》（※3）



《コスト別の転嫁率》（※4）

（受注者からの価格転嫁の要請額に対する引き上げられた金額の割合）

	令和5年度調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3ポイント上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.6ポイント上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8ポイント上昇)

（※3）発注者の立場として、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は59.8%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると68.0%）。

（※4）この転嫁率は、飽くまでも受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであり、そもそも受注者が転嫁してもらいたいと考える額よりも低く抑えて要請した可能性があることに留意する必要がある。

①出張！トリテキ会議（取引適正化推進会議）



- ◆ 労務費転嫁指針の活用推進のための中小企業向けプッシュ型広報・広聴企画
- ◆ 全国の商工会議所等で実施
- ◆ 令和6年度は15件実施（令和6年10月末現在）

②労務費転嫁指針普及啓発動画



労務費転嫁指針の普及啓発動画を公開（令和6年11月）

③下請取引適正化推進月間



- ◆ 毎年11月を下請取引適正化推進月間として、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施
- ◆ 令和6年度は労務費転嫁推進に重点を置いた取組を実施

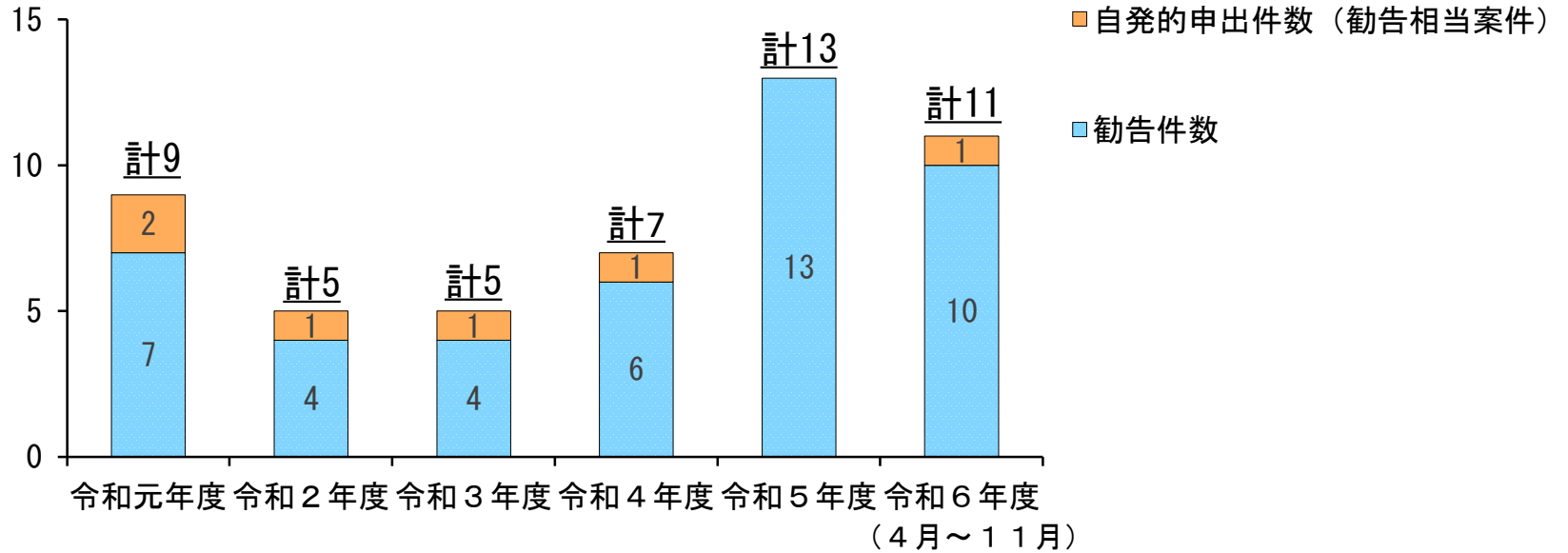
④労務費転嫁指針等解説動画



受注側企業向けの解説動画を公開（令和6年11月）

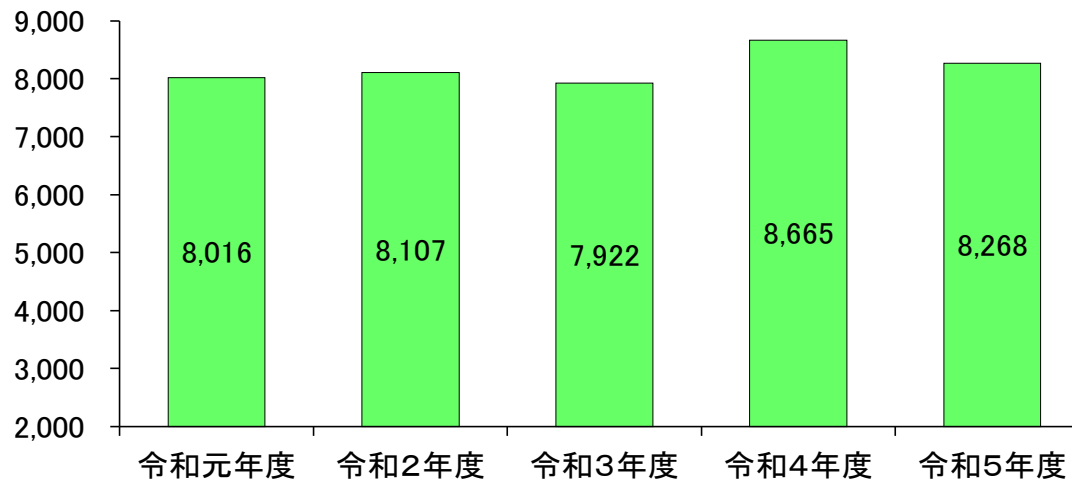
勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



指導件数の推移

[単位：件]



(参考) 下請法に基づく最近の勧告事案 (令和5年度)



勧告対象事業者	違反行為類型	概要
(株)ノジマ (R5.6.29)	減額	「拡売費」の額、「物流協力金」の額等を下請代金の額から減じていた。
サンケン電気(株) (R5.11.30)	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する金型を貸与していたところ、当該金型について、一部の下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由として廃棄等の希望を伝えられていた、又は自社自身も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、引き続き、無償で保管させるとともに金型の現状確認等の棚卸し作業を行わせていた。
(株)伊藤軒 (R5.12.22)	①減額 ②返品	①「春夏協賛」の額、「秋冬協賛」の額等を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ②下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。
(株)メタルテック (R6.1.23)	減額	「屑費」の額を下請代金の額から減じていた。
王子ネピア(株) (R6.2.15)	不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	下請事業者が必要な資材等を確保して納品の意思表示を行っているにもかかわらず、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者は、既に手配していた、資材の仕入代金等を負担していた。
ダイオーロジスティクス(株) (R6.2.21)	購入・利用強制の禁止	自社が提供する貨物の運送が、本件下請事業者に委託する貨物の運送と直接関係がないにもかかわらず、自社が提供する貨物の運送の利用を余儀なくさせていた。
サンデン(株) (R6.2.28)	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する部品又は附属品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、無償で保管させていた。
日産自動車(株) (R6.3.7)	減額	「割戻金」を下請代金の額から減じていた。
コストコホールセールジャパン(株) (R6.3.12)	①減額 ②返品	①「クーポンサポート」又は「オープニングサポート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 ②下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。
(株)ビッグモーター (R6.3.15) (株)ビーエムハナデン (R6.3.15)	①買ったたき ②購入・利用強制の禁止 ③不当な経済上の利益の提供要請	①下請事業者に対し、コーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来単価から引き下げた単価を設定した。 ②下請事業者に対し、当該事業者が車両のクリーニング作業中に車内に水をかけたとして、当該事業者の給付の内容と直接関係がないにもかかわらず、当該車両の購入を要請し、購入させるなどしていた。 ③環境整備点検対策として、店舗の仕上げ小屋の掃除などを無償で行わせるなどしていた。
(株)G i o (R6.3.19)	減額	「値引」と称して下請代金の額から減じていた。
ニデックテクノモータ(株) (R6.3.25)	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する金型等を貸与していたところ、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、無償で保管させていた。

(参考) 下請法に基づく最近の勧告事案 (令和6年度)



勧告対象事業者	違反行為類型	概要
生活協同組合コープさっぽろ (R6.5.22)	減額	「月次リベート」の額、「システム利用料」の額等を下請代金の額から減じていた。
三井食品工業(株) (R6.6.14)	減額	「物流協力金」の額、「物流費」の額等を下請代金の額から減じていた。
大阪シーリング印刷(株) (R6.6.19)	不当な給付内容の変更及び 不当なやり直し	下請事業者が作成したデザインについて、給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後に自社の顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、デザインのやり直しを無償でさせていた。
(株)トヨタカスタマイジング& ディベロップメント (R6.7.5)	①返品 ②不当な経済上の利益の提供要請	①下請事業者から製品を受領した後、当該製品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があることを理由として、当該製品を引き取らせていた。 ②下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、無償で保管させていた。
パルシステム生活協同組合連合会 (R6.9.4)	減額	「特売条件」の額、「DC利用料」の額を下請代金の額から減じていた。
SANEI(株) (R6.9.26)	①減額 ②不当な経済上の利益の提供要請	①「仕入割引」の額を下請代金の額から減じていた。 ②下請事業者に貸与している金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型を無償で保管させるとともに、当該金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり1回行わせていた。
ナイス(株) (R6.10.23)	減額	「仕入割引」の額、「リベート」の額を下請代金の額から減じていた。
カバー(株) (R6.10.25)	不当な給付内容の変更及び 不当なやり直し	下請事業者が作成したイラスト、動画用2Dモデル又は動画用3Dモデルについて、下請事業者の給付を受領した後に、下請事業者に対し、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを無償でさせていた。
(株)KADOKAWA及び (株)KADOKAWA LifeDesign (R6.11.12)	買ったたき	下請事業者に委託する雑誌の記事作成及び写真撮影業務の発注単価について、下請事業者と十分な協議を行うことなく、従前の単価から引き下げを一方的に決定し、当該引き下げ後の単価を適用していた。
住友重機械ハイマテックス(株) (R6.11.21)	不当な経済上の利益の提供要請	下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する金型及び部品に関して、下請事業者に対し、次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができないにもかかわらず、引き続き、金型等を無償で保管させていた。

- 下請法違反行為に係る個別事件においては、金型の無償保管の問題や大手自動車メーカーによる減額等、サプライチェーンや業界全体への影響が及ぶ事案が生じた場合には、**勧告と同時に関連業界団体への申入れ**を行い、**事業所管省庁と連携**して、業界全体を挙げた**自主点検や研修を実施**するなど、**下請法遵守の裾野を広げる取組**を実施（下記事例参照）。

【事例1】サンケン電気株式会社に対する件（勧告）

公正取引委員会・中小企業庁の申入れ

- 以下、**金型関連業界団体**に申入れ（2023年12月15日）
 - ✓ 会員に、本件をはじめとする下請法違反行為事例を周知し、金型等の無償保管要請に係る下請法違反行為の未然防止に努めるよう促すこと
 - ✓ 取引適正化に資する取組を一層推進すること

（注1）日本自動車部品工業会の[公表資料](#)に基づき作成。ただし、サンケン電気株式会社に対する件の際の申入れだけでなく、その後の同種勧告事案や、下記事例2に関連する中小企業庁からの申入れ等、その他の経緯も踏まえて、一連の取組が行われたものである。

日本自動車部品工業会の取組例（注1）

- 会員に対し緊急自主点検を要請（2024年3月15日）
 - ✓ 自ら襟を正し、下請法等の遵守について社内/グループ会社等に周知徹底し、その実践を指示すること
 - ✓ 社内/グループ会社を対象として、違法な商習慣が残っていないか、仕入先からの要請放置・協議拒否をしていないか、明らかな回答引き延ばし等の不適切な行動がないか等の点検について、現場任せにせず、経営トップ等が陣頭指揮を取って進めること

【事例2】日産自動車株式会社に対する件（勧告）

公正取引委員会・中小企業庁の申入れ

- 以下、**日本自動車工業会**に申入れ（2024年3月14日）
 - ✓ 会員に、本件をはじめとする下請法違反行為事例を周知し、違反行為の未然防止の取組を促すこと
 - ✓ 今後の価格転嫁に係る法令遵守の在り方について、原価低減要請の在り方等を検討し、業界全体の取引適正化を一層推進すること

（注2）日本自動車工業会の[2024年5月23日付](#)、[同月31日付](#)、[同年9月19日付](#)の公表資料に基づき作成。

日本自動車工業会の取組例（注2）

- 労務費・原材料費・エネルギー費の適切な価格転嫁に向けた方針を決定するとともに（2024年5月23日）、上記方針を踏まえ、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」及び同計画の実効性向上のための「徹底プラン」を改訂・公表（2024年5月31日）。
- 下請取引についての緊急点検を実施した旨を公表（2024年9月19日）

参考資料

- 厚生労働省及び関係省庁での賃金引上げに向けた取組について
 - 経済対策概要
 - 厚生労働省における取組
 - 関係省庁における取組
 - 経済産業省・中小企業庁
 - 消費者庁
 - 公正取引委員会
- 「年収の壁」を意識せずに働くことが出来る環境づくりに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について

「年収の壁」への当面の対応策（「年収の壁・支援強化パッケージ」）概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

キャリアアップ助成金：社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者が新たに被用者保険の適用となる際に、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、一定期間助成を行うことにより、壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするため、コースを新設し、複数のメニューを設ける。

社会保険適用時処遇改善コース

- ▶ 新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成。
- ▶ 一事業所当たりの申請人数の上限を撤廃。
- ▶ 令和7年度末までに労働者に被用者保険の適用を行った事業主が対象。
- ▶ 支給申請に当たり、提出書類の簡素化など事務負担を軽減。

(1) 手当等支給メニュー（手当等により収入を増加させる場合）

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1	1年目 20万円
② 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1するとともに、3年目以降、以下③の取組が行われること	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額※2させていること	3年目 10万円

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

- ・①、②の賃金は標準報酬月額及び標準賞与額、③の賃金は基本給。
- ・1、2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）。3年目は6ヶ月後に支給申請。

- ※1 一時的な手当（標準報酬月額の算定に考慮されない「社会保険適用促進手当」）による支給も可。
- ※2 基本給のほか、被用者保険適用時に設けた一時的な手当を恒常的なものとする場合、当該手当を含む。労働時間の延長との組み合わせによる増額も可。また、2年目に前倒して③の取組（賃金の増額の場合のみ）を実施する場合、3回目の支給申請でまとめて助成（30万円）。

(2) 労働時間延長メニュー（労働時間延長を組み合わせる場合）

＜現行の短時間労働者労働時間延長コースの拡充＞

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

- ・取組から6ヶ月後に支給申請。
- ・賃金は基本給。

(3) 併用メニュー

- 1年目に（1）の取組による助成（20万円）を受けた後、
- 2年目に（2）の取組による助成（30万円）を受けることが可能。

年収の壁 こんな不安がありませんか？

その1

年末に向けて、年収が106万円を超えないように、働く時間を調整しないといけないな…

その調整必要ですか？働き控えをする前に、一度、社会保険(厚生年金・健康保険)の加入の条件を見てみましょう

社会保険の加入の条件(これらをすべて満たす)

✓ 週の勤務が20時間以上

※残業時間は原則、含みません。

✓ 給与が月額88,000円以上

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

✓ 2か月を超えて働く予定がある。

✓ 学生ではない。

※休業中、定時制、通信制の方は、加入対象となります



残業時間や残業代は含まれないんだね！

1分で分かる解説動画はこちら



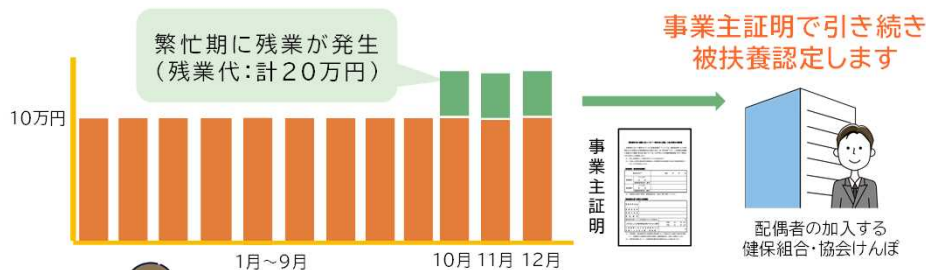
その2

私の場合、年収130万円(※)を超えると扶養から外れてしまうから、働く時間を調整しないといけないな…

※被扶養者の認定は、年間収入(残業代を含む全ての収入)に基づいて行われます。

大丈夫です！収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、連続2回まで引き続き被扶養者認定が可能です。

例:毎月10万円(年収120万円)で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



収入が増えただけ一時的なので事業主に証明してもらおう！

社会保険に入るとどんなメリットがあるの？ →

社会保険の加入拡大の年金のメリット

厚生年金が上乗せで保障がさらに充実



年金の3つの保障が充実！

これまで → これから

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金 (これまで)

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金 (これから)

給付が上乗せ

長期加入すると保障がさらに充実

	厚生年金保険料	増える報酬比例部分の年金額 (目安)
20年間加入	月額8,100円	月額8,900円 (年額106,800円) × 終身
10年間加入	月額8,100円	月額4,400円 (年額52,800円) × 終身
1年間加入	月額8,100円	月額440円 (年額5,200円) × 終身

※月収88,000円の場合。年金額(目安)の年額は100円未満は切り捨て

社会保険の加入拡大の医療のメリット

病気・けがや出産で会社を休んでもより安心



傷病手当金 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要) 4日目から、最大1年6ヶ月、給料の2/3の金額が受け取れます。

出勤 → 休み(1~3日目(土日休も含む)) → 休み(支給あり)(4日目以降(土日休も含む))

支給額の例 月額給与98,000円の場合 支給 / 1日あたり 2,180円 (非課税) 30日休んだ場合は58,860円

出産手当金 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間 給料の2/3の金額が受け取れます。

出勤 → 出産前42日(支給あり) → 出産 → 出産後56日(支給あり)

休んだ日数に応じて支給(土日休も含む)

支給額の例 月額給与98,000円の場合 支給 / 1日あたり 2,180円 (非課税) 98日休んだ場合は213,640円

社会保険加入による変化を計算してみましょう

手取りかんたん シミュレーター

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/koujirei/jugyouin/#simulation01>

年金を真実化する 公的年金 シミュレーター

<http://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>

年収の壁を超えて働く場合、「年収の壁」内で働く場合と比べて給与所得と年金所得の増加が配偶者手当等の減少を大きく上回り、世帯の生涯可処分所得が増加するという試算もあります。



年収の壁突破・総合相談窓口 (フリーダイヤル・無料)

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始(12/29~1/3) 除く)



従業員の就業調整にお困りの経営者・人事ご担当の皆さま

キャリアアップ助成金で 年収の壁を突破しませんか

- ☑ 従業員が年末に就業時間を調整してしまう
 - ☑ 人材を長期で定着させたい
- こんなお悩みありませんか？



「年収の壁」って何？

従業員51人以上、月額8.8万円以上、週20時間以上の企業で勤務している場合

いわゆる「106万円の壁」。
厚生年金、健康保険に加入することで、社会保険料の支払いが発生します。

「就業調整」をなんとかしたい

年末に従業員が就業時間を調整してシフトが組めない



その就業調整は不要です！
社会保険の加入の条件は、雇用契約時の所定内賃金で判断し、**残業代などは含みません。**
また、社会保険への加入とともに、従業員の収入を増加させる取り組みをすると、**キャリアアップ助成金**が受けられます。

キャリアアップ助成金とは？

手取り額を減らさない企業に1人あたり

最大50万円を支援

従業員の収入を増加させる取組（手当の支給や労働時間の延長）を行う企業へ労働者1人当たり**最大50万円**を支援。
社会保険への加入により、人材の定着も期待できます。

キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)への質問

Q. 助成金はすぐに申請できますか？

A. 「社会保険適用促進手当」等を支給したり、労働時間を延長したりして労働者の収入を増加させる取組を行った後に申請していただきます。
まず、従業員と面談を実施し、社会保険制度や加入のメリット※を周知するとともに、働き方の希望を確認してください。
取組を開始する前に、取組内容にチェックを入れ、取組予定労働者数を記載した計画を都道府県労働局に提出してください。6か月の取組実施後、支給申請となります。

Q. 助成金の申請には何が必要ですか？

A. 申請書には、①事業所の所在地や雇用保険適用事業所番号等の事業主の情報、②対象となる従業員の標準報酬月額(手当等支給メニュー)や取組前後の延長時間(労働時間延長メニュー)等の従業員の情報を記載してください。
主な添付書類は、従業員の雇用契約書と賃金台帳等です。

Q. 周りに聞いても、助成金を活用しているという事業主を知りません。

A. 助成金の開始以降、約1万9000事業所から助成金の計画を受理しています。(令和6年10月現在)
※ 従業員向け説明資料や、詳細については右下の厚生労働省ウェブサイトをご参照ください

キャリアアップ助成金を活用した事業主の皆さまの声

飲食業

従業員との丁寧な対話を重ねた上で助成金の活用を行った結果、就業調整をしていた従業員の労働時間が増加し、人手不足の解消につなげることができた。

東京都 A社

小売り業

助成金制度の紹介動画を作成し、各店舗で対象者に面談を実施し、勧奨を行った結果、従業員の労働時間が増加し、人手不足の解消につながった。

大阪府 B社

娯楽業

社会保険加入の勤務形態に転換する従業員に対し、助成金を原資として、一時金を支給。結果、経験豊富な従業員が労働時間を延ばして活躍するようになり、より高い水準での運営が可能となった。

大阪府 C社

卸売業

パート従業員に対し、助成金を活用した社会保険の加入を進めた結果、パート従業員が就業調整を行わなくなり、正社員の時間外労働の大幅な削減ができた。

山形県 D社

助成金を検討される場合は、お気軽に下記の問合せ先までご連絡ください

キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

年収の壁突破・総合相談窓口(フリーダイヤル・無料)

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)除く)



キャリアアップ助成金を活用した事業主の皆さまの声が届いています

参考資料

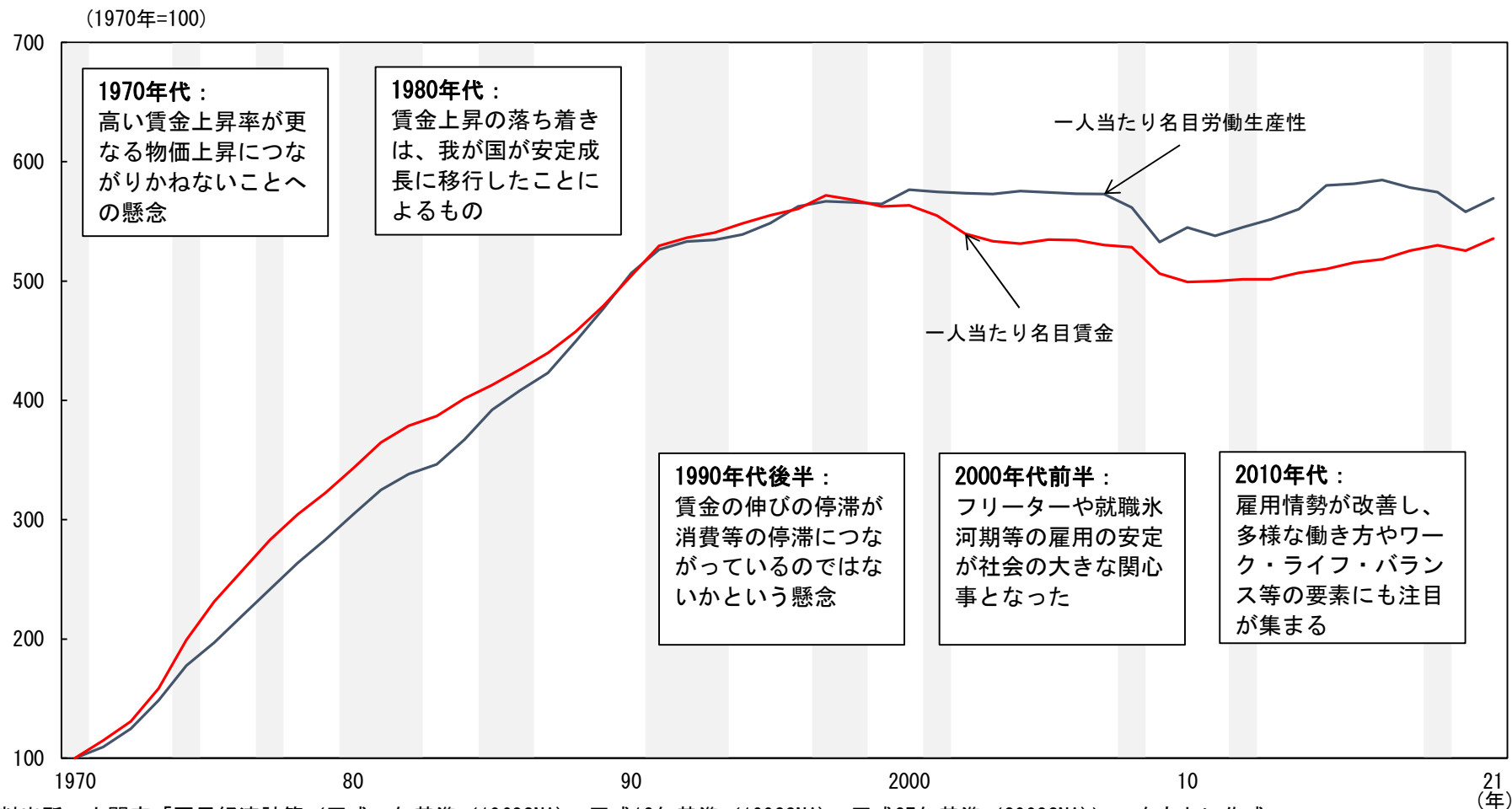
- 厚生労働省及び関係省庁での賃金引上げに向けた取組について
 - 経済対策概要
 - 厚生労働省における取組
 - 関係省庁における取組
 - 経済産業省・中小企業庁
 - 消費者庁
 - 公正取引委員会
- 「年収の壁」を意識せずに働くことが出来る環境づくりに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について

賃金は停滞してきた

- 賃金については、1970年からおおむね1990年代前半までは、ほぼ一貫して増加している一方で、1990年代後半以降、それまでの増加トレンドから転換し、減少又は横ばいで推移している。

(※) 1970年代～1990年代前半までは、名目労働生産性と名目賃金がどちらもほぼ一貫して増加しており、両者は極めて強く連動していたが、1990年代後半以降、生産性の上昇ほどは賃金が増加しづらい状況が継続している

一人当たり名目労働生産性・名目賃金の推移と労働経済白書（労働白書）での記述等

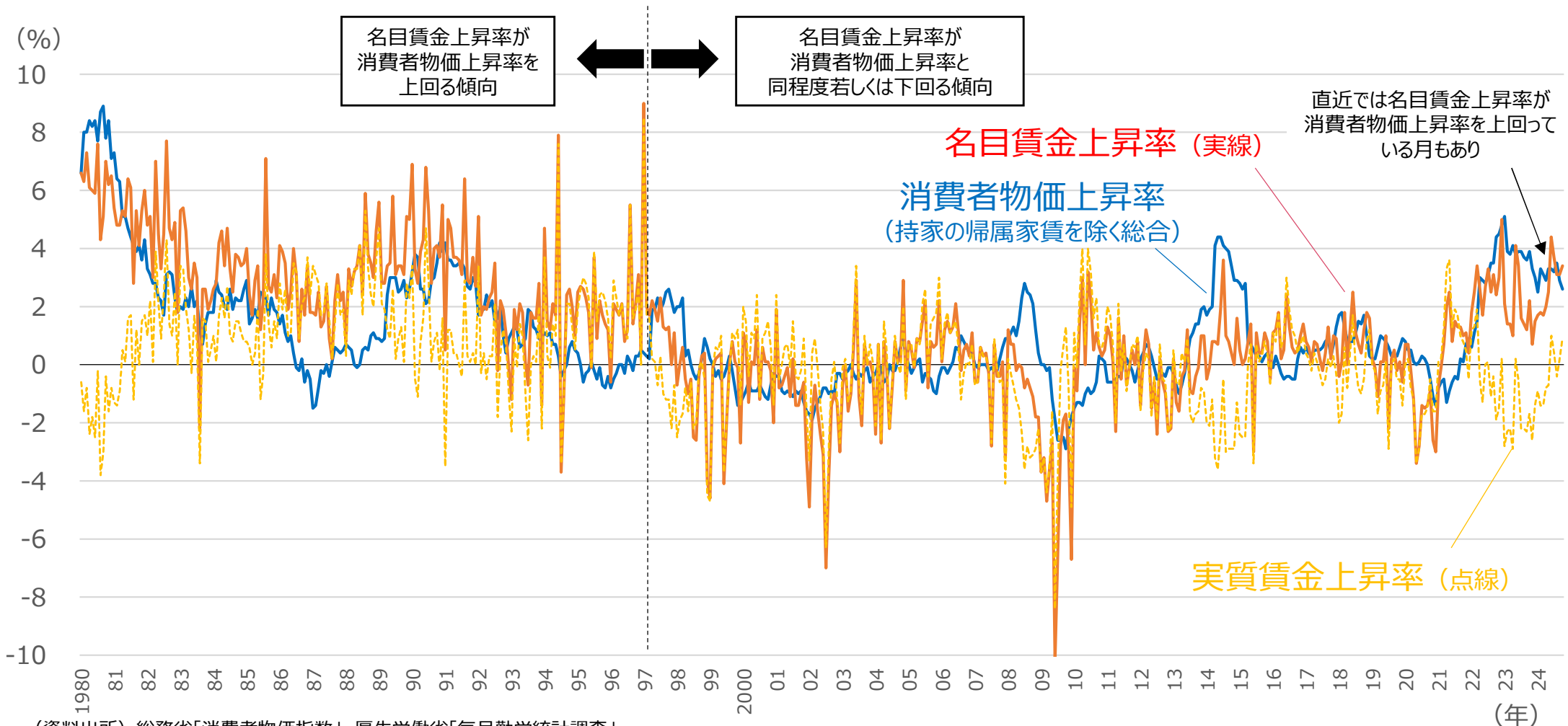


資料出所 内閣府「国民経済計算（平成2年基準（1968SNA）、平成12年基準（1993SNA）、平成27年基準（2008SNA）」をもとに作成。

(注) 一人当たり名目労働生産性は、国内総生産（GDP）を就業者数で除して算出。一人当たり名目賃金は、雇用者報酬（平成2年基準では雇用者所得）を雇用者数で除して算出。

消費者物価上昇率、名目賃金上昇率、実質賃金上昇率の推移

- 1997年以前は名目賃金上昇率が物価上昇率を上回っていたが、以降は同程度もしくは下回っている傾向。
- 消費者物価上昇率は、2022年度以降増加傾向にあり、3%前後で推移。
- 名目賃金上昇率は、2021年以降おおむねプラスで推移。実質賃金上昇率は、2022年度以降マイナスが続いたが、直近ではプラスになる月もあり。

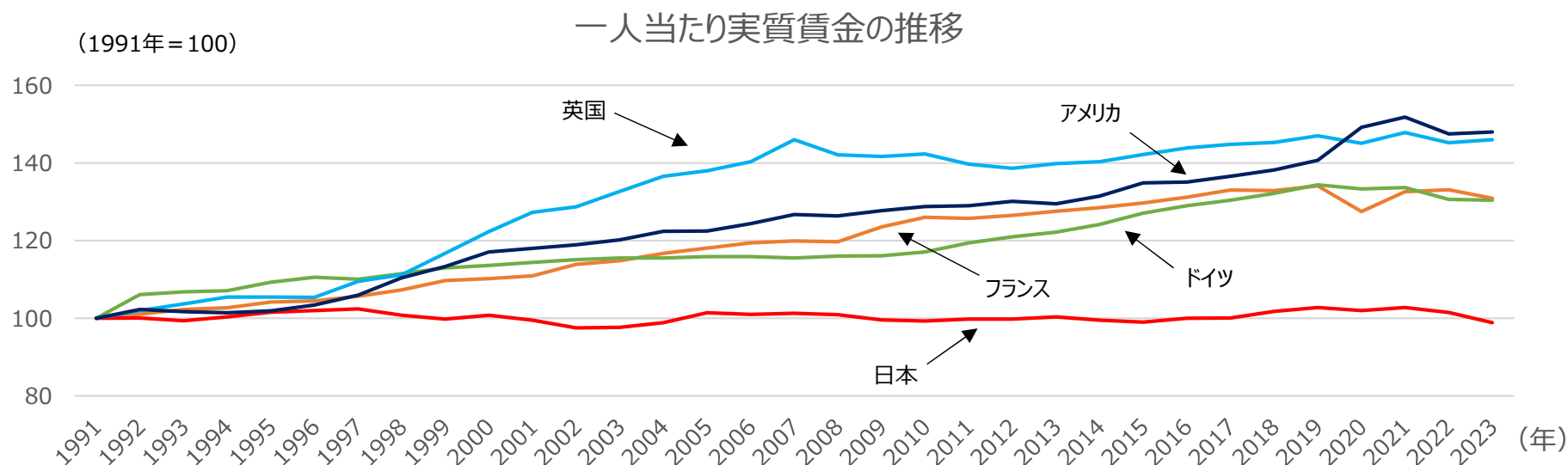
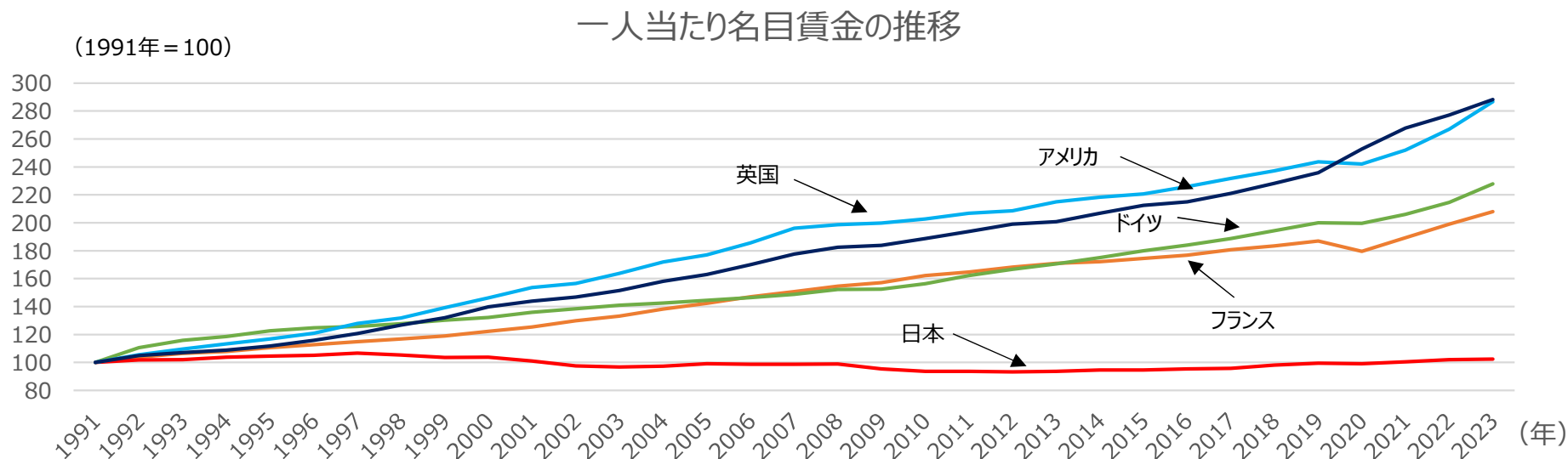


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 毎月勤労統計調査は30人以上事業所、調査産業計、就業形態計が対象 (毎月勤労統計で一般的に報道されるのは5人以上事業所が対象)

一人当たり名目賃金・実質賃金の推移

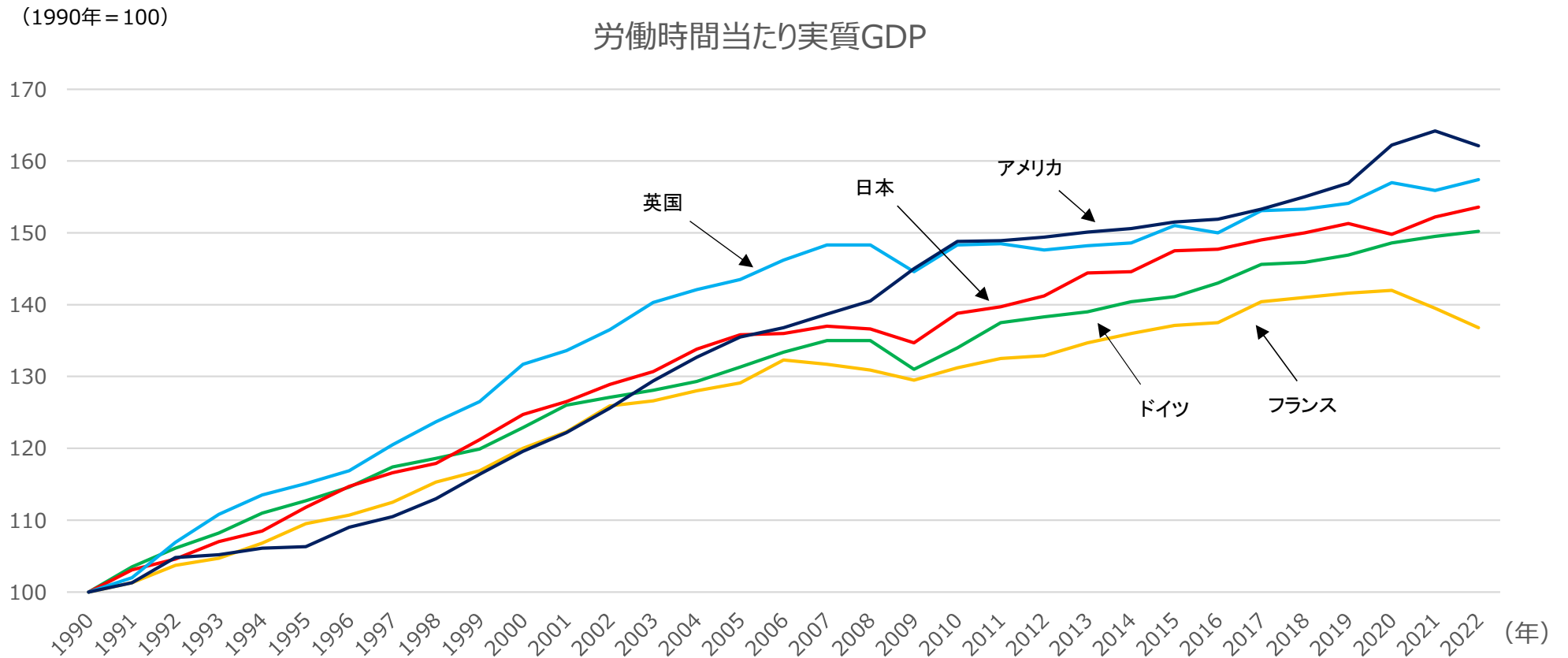
□ 過去30年間にわたり、我が国の一人当たり賃金はおおむね横ばい。



(資料出所) OECD「Average annual wages」により作成。

労働時間当たり実質GDP

労働時間当たり実質GDPは主要先進国と遜色ない伸び。

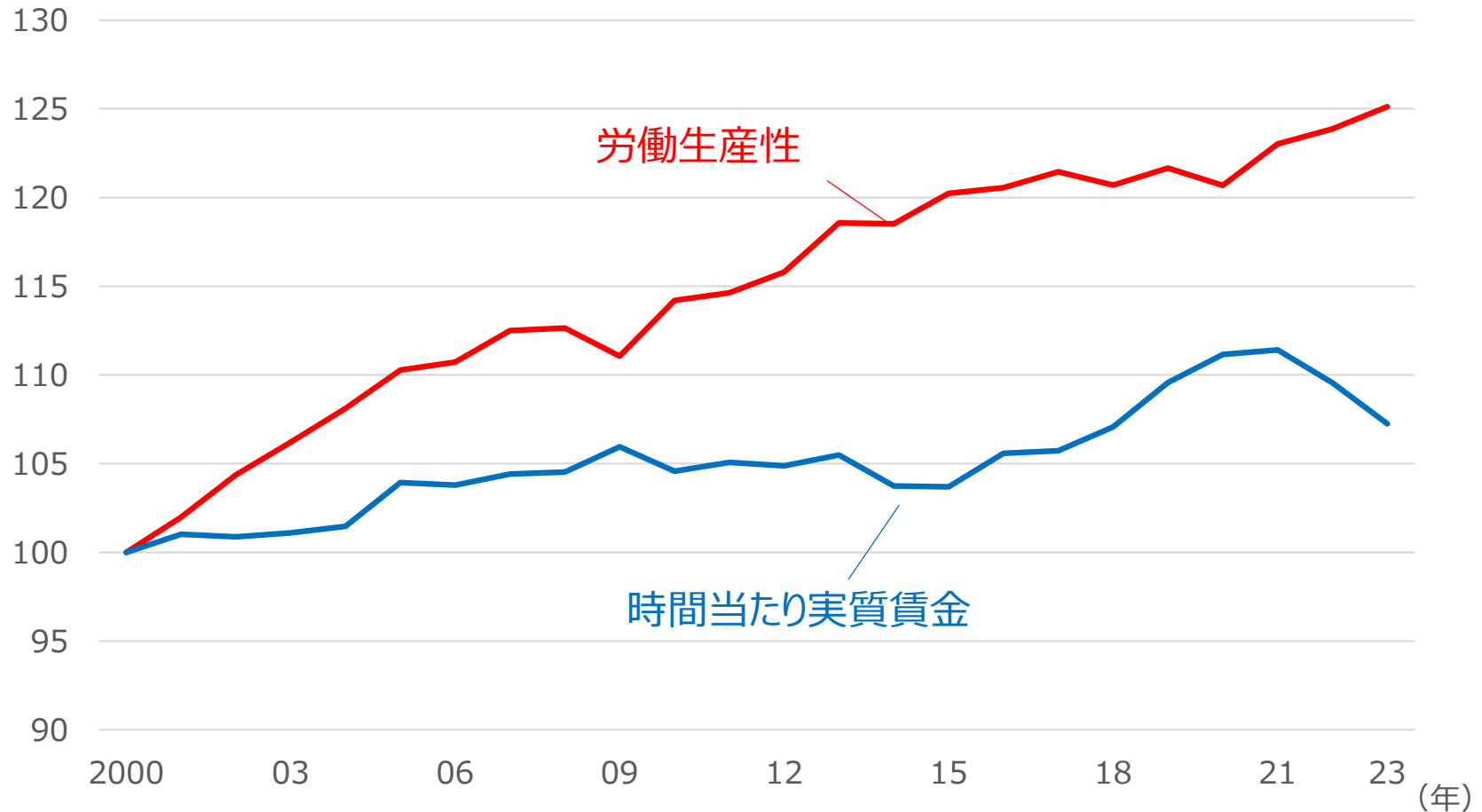


(資料出所) OECD「GDP per hour worked」により作成。

実質労働生産性と時間あたり実質賃金の推移

□ 時間あたり実質賃金は、労働生産性ほどは上昇していない。

(2000年 = 100)



(資料出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査(基本集計)」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

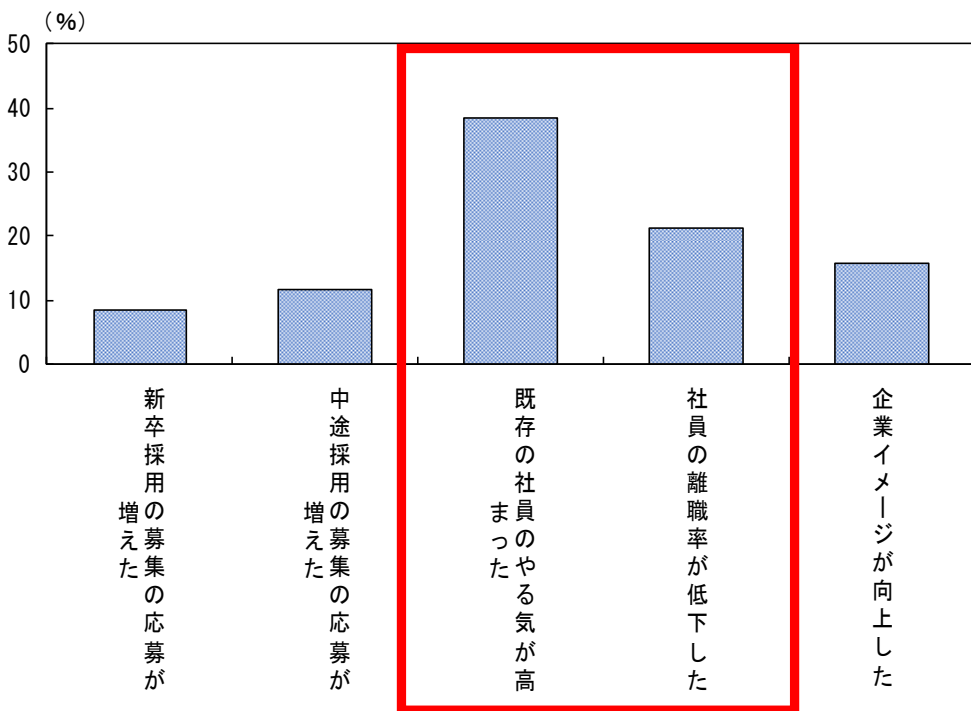
(注) 労働生産性、時間あたり実質賃金はいずれもマンアワーベース

労働生産性は、国民経済計算の実質GDPを労働力調査の就業者数と毎月勤労統計の労働時間数(5人以上事業所、常用労働者計)で除したものの、2000年を100としたもの
時間あたり実質賃金は、国民経済計算の実質雇用者報酬を労働力調査の雇用者数と毎月勤労統計の労働時間数(5人以上事業所、常用労働者計)で除したものの、2000年を100としたもの

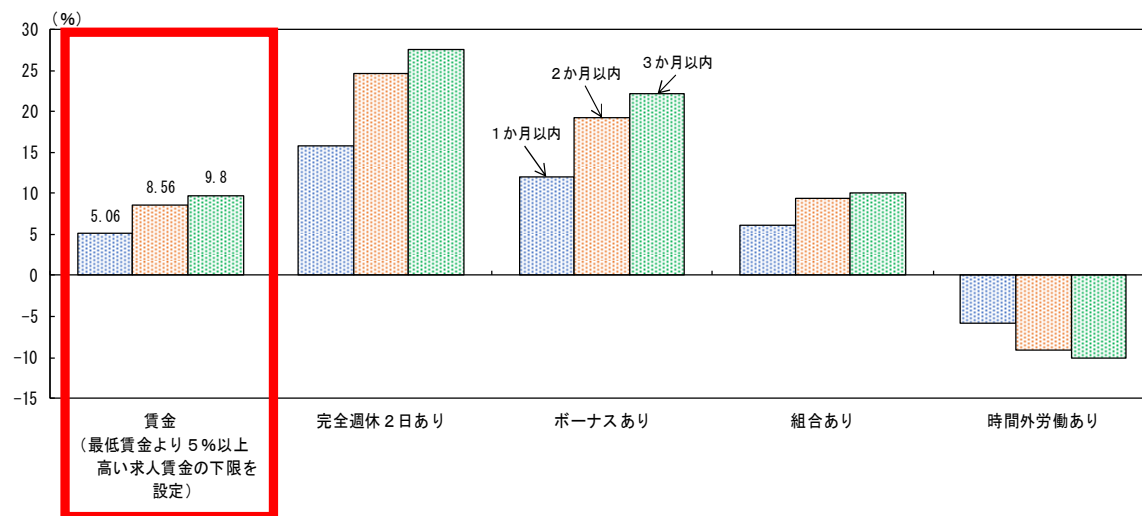
賃上げの効果①（社員の離職率や採用に与える影響）

- 賃上げは、個別企業にとっては、既存の社員の離職率低下や、社員のやる気を向上させる効果が見られる。
- 企業の求人時に、高い求人賃金やボーナスあり等の条件を付けることは、求職者の応募を促す効果があり、人手不足下における人材確保にも資する可能性がある。

図表 01 賃上げで企業が実感する効果



図表 02 求人条件による被紹介企業への応募増加効果



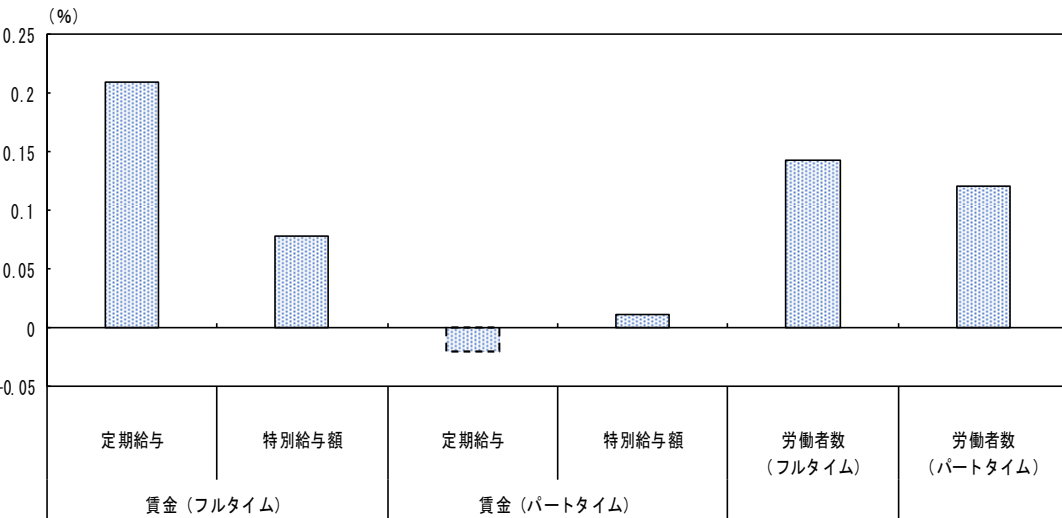
※図は、ハローワークにおいてフルタイム労働者の求人賃金の下限を最低賃金より5%以上高い水準で提示すると、募集人数一人当たり、3か月以内のハローワークの応募（被紹介件数）が約10%増加することを意味する

賃上げの効果②（消費や生産に与える影響）

- フルタイム労働者の定期・特別給与が1%増加すると、各々0.2%、0.1%消費を増加させる効果がある。
- 全労働者の賃金が1%増加すると、生産額が約2.2兆円増加すると見込まれる。

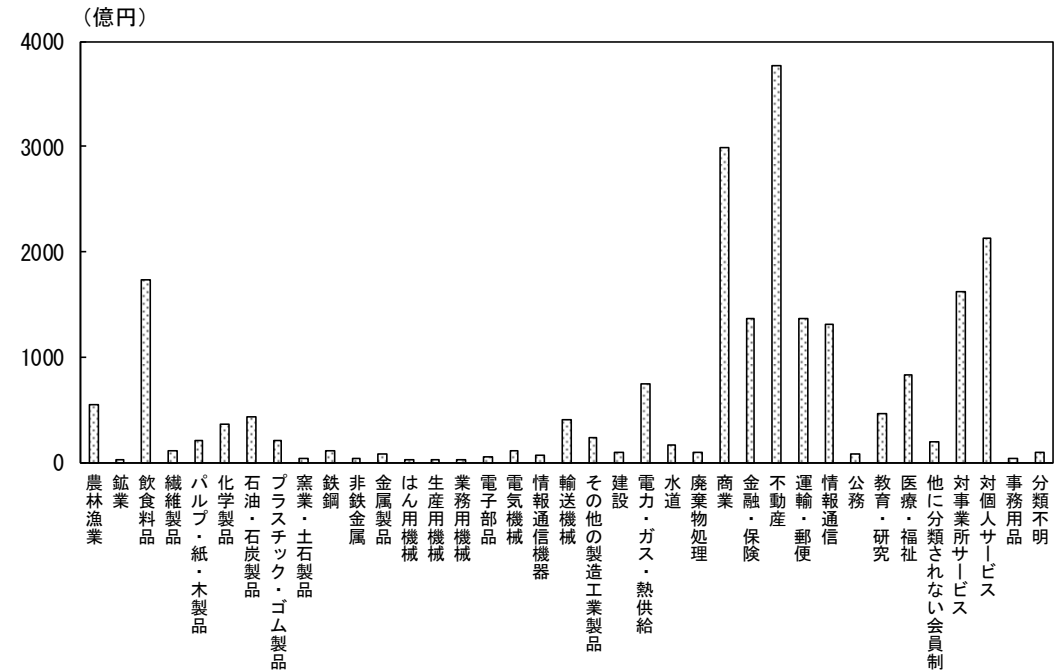
図表 03 消費への効果

賃金等の要素が1%増加した場合に見込まれる消費の増加率



図表 04 生産への効果

賃金・俸給額が1%増加した場合に見込まれる生産額



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「県民経済計算（平成12年基準（1993SNA）、平成17年基準（1993SNA）、平成23年基準（2008SNA）、平成27年基準（2008SNA）」、総務省統計局「人口推計」、総務省統計局「国勢調査」、総務省統計局「労働力調査」

資料出所：総務省「産業連関表」「家計調査」、内閣府「国民経済計算」

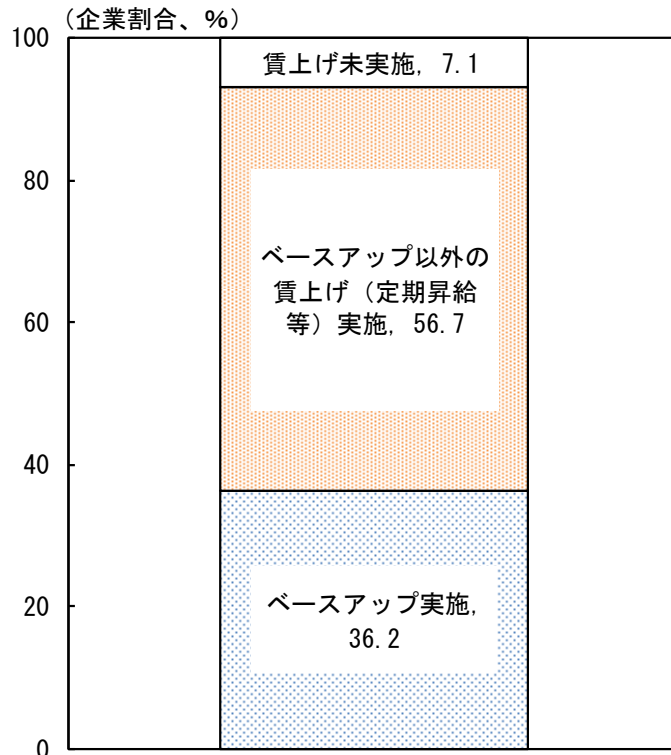
賃上げの状況

- 2022年においては、9割超の企業で何らかの賃上げを実施（ただし、ベースアップ実施は約4割）。
- 全体として賃上げの動きは継続しているが、中小企業は大企業と比べると賃上げの動きが弱い。

図表
05

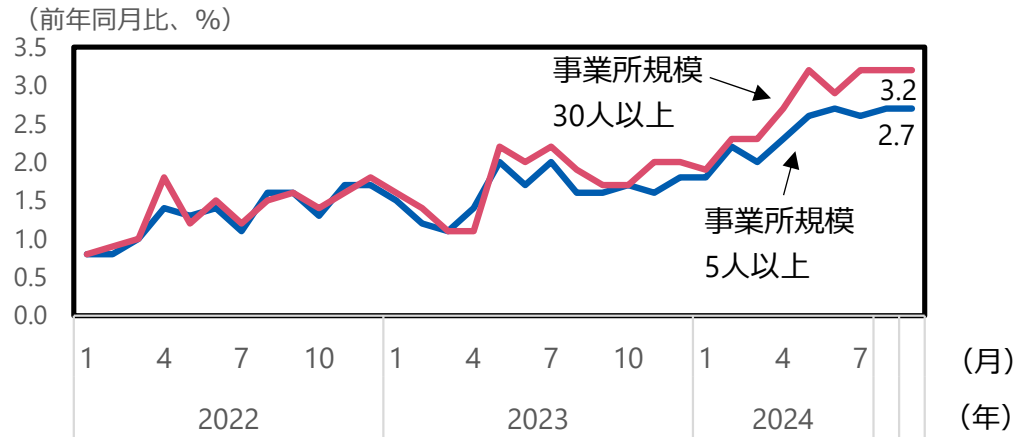
賃上げ実施状況

賃上げの方法等（2022年）

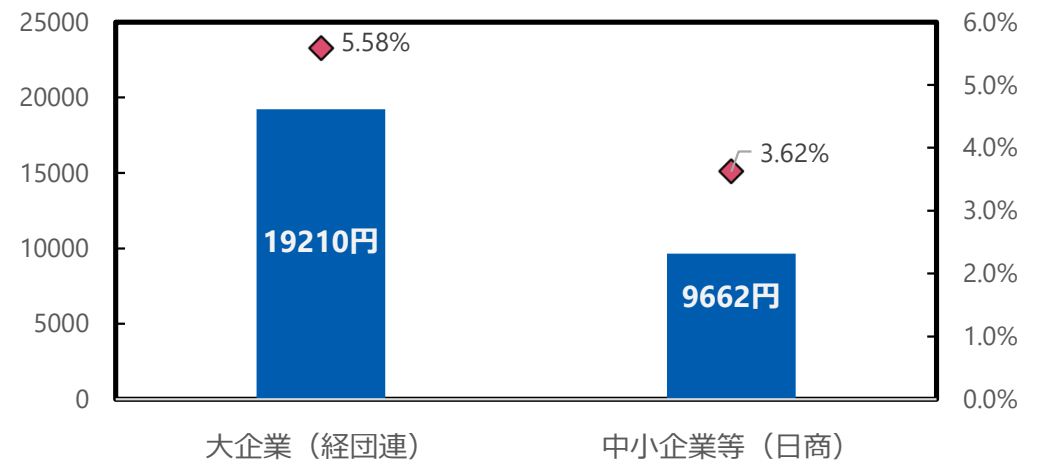


資料出所：厚生労働省「令和5年版 労働経済白書」より引用。
 （独）労働政策研究・研修機構「企業の賃金決定に係る調査」（2022年）の個票を厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 （注）2022年に実施した賃上げについて企業に尋ね（「定期昇給」「ベースアップ」「賞与（一時金）の増額」「諸手当の改定」「新卒者の初任給の増額」「再雇用者の賃金の増額」「非正規雇用者・パート労働者の昇級」「その他」「いずれの賃上げも実施していない」から複数選択可。）、実施企業割合を集計。

一般労働者の所定内給与の推移



2024年 賃上げ額・賃上げ率



資料出所：上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」。下図は日本経済団体連合会「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」、日本商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」。回答社数は大企業（経団連調査）が135社、中小企業等（日商調査）が1,586社。

令和6年 賃金引上げ等の実態に関する調査（R6.10.28）

調査結果の概要

1 賃金の改定状況

(1) 賃金の改定の実施状況別企業割合

「1人平均賃金(注)を引き上げた・引き上げる」企業割合 **91.2%**（前年89.1%）

(2) 1人平均賃金の改定額（予定を含む。） 11,961円（前年9,437円）

改定率（予定を含む。） 4.1%（同3.2%）

「労働組合あり」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **13,668円**（前年10,650円）

改定率（予定を含む。） **4.5%**（同3.4%）

「労働組合なし」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **10,170円**（前年8,302円）

改定率（予定を含む。） **3.6%**（同3.1%）

（注）1人平均賃金とは、所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1か月1人当たりの平均額をいう。

2 定期昇給等の実施状況

(1) 賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における定期昇給の状況定期昇給を「行った・行う」企業割合 管理職 76.8%（前年71.8%） 一般職 83.4%（同79.5%）

(2) 定期昇給制度がある企業におけるベースアップの状況

ベースアップを「行った・行う」企業割合

管理職 47.0%（前年43.4%） 一般職 52.1%（同49.5%）